

龍ヶ崎市

中小企業・小規模企業

振興基本計画（案）

令和5年度から令和8年度【4ヵ年計画】

茨城県龍ヶ崎市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連	4
4 計画期間	4
5 中小企業・小規模企業者の定義	4
7 策定の流れ	5

## 第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く現況

1 人口の状況	6
（1）総人口及び年齢3区分別人口の推移	6
（2）出生数・死亡数／転入数・転出数の推移	7
（3）自然増減・社会増減の推移	7
2 進学・就職の状況	8
3 市内に常住する就業者・通学者の動き	10
4 本市産業の状況	11
（1）産業別の従業者数及び事業所数	11
（2）業種別従業者数割合と業種別事業所数割合	13
（3）産業別の構造	14
（4）有効求人倍率	18
（5）正規・非正規就業者数の割合	19
（6）市民所得	19
（7）開設・廃業	20
（8）本市の地域経済循環	21
（9）新型コロナウイルス感染症の影響	22

## 第3章 本市のこれまでの取り組み

1 これまでの取り組み	23
（1）企業立地の充実	23
（2）起業（創業）者の支援	25
（3）既存企業の支援	28

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方	29
（1）目指す方向	29
（2）3つの基本理念	29
（3）9つの施策	29

<b>第5章 課題の整理</b>	
1 確認できた課題	30
<b>第6章 施策の展開</b>	
1 施策の体系	38
<b>第7章 計画の推進</b>	
1 推進体制	62
2 市の責務と各主体の役割	62
3 P D C Aによる進捗管理	63
<b>資料編</b>	
1 用語解説	64
2 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例	66

# 第1章 計画の概要

## 1 策定の趣旨

本市に立地する企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、これまで地域の雇用と経済を支え、まちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

今後、さらに加速する人口減少社会や電子商取引の発達など、社会や経済構造が大きく変化する中で、本市が持続的に発展するまちづくりを進めていくためには、中小企業・小規模企業の持続的成長並びに地域経済の活性化を図っていく必要があります。

龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本計画は「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定いたしました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」で掲げられている政策の柱「2 まちの元気を生み出す産業と交流のあるまちづくり」において、(1) 地域経済の活性化、(2) 多様な働き方と働く場の創出における施策を展開するための計画です。本計画の推進にあたっては、この最上位計画との整合性を図るものとします。

### 【龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030】

政策の柱

2 まちの元気を生み出す産業と交流のあるまちづくり

施策

- (1) 地域経済の活性化
- (2) 多様な働き方と働く場の創出

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

平成 27（2015）年に国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本計画においても、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の目標を意識しながら、中小企業・小規模企業の振興施策を展開していきます。

#### SDGs 17 のゴール



### 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年 11 月から令和 9（2027）年 3 月までの 4 年度になります。なお、中小企業・小規模企業をめぐる社会情勢の変化を勘案し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の効果に関する評価や、企業、金融機関、関係機関などの意見を踏まえつつ、適宜、必要な見直しを行います。

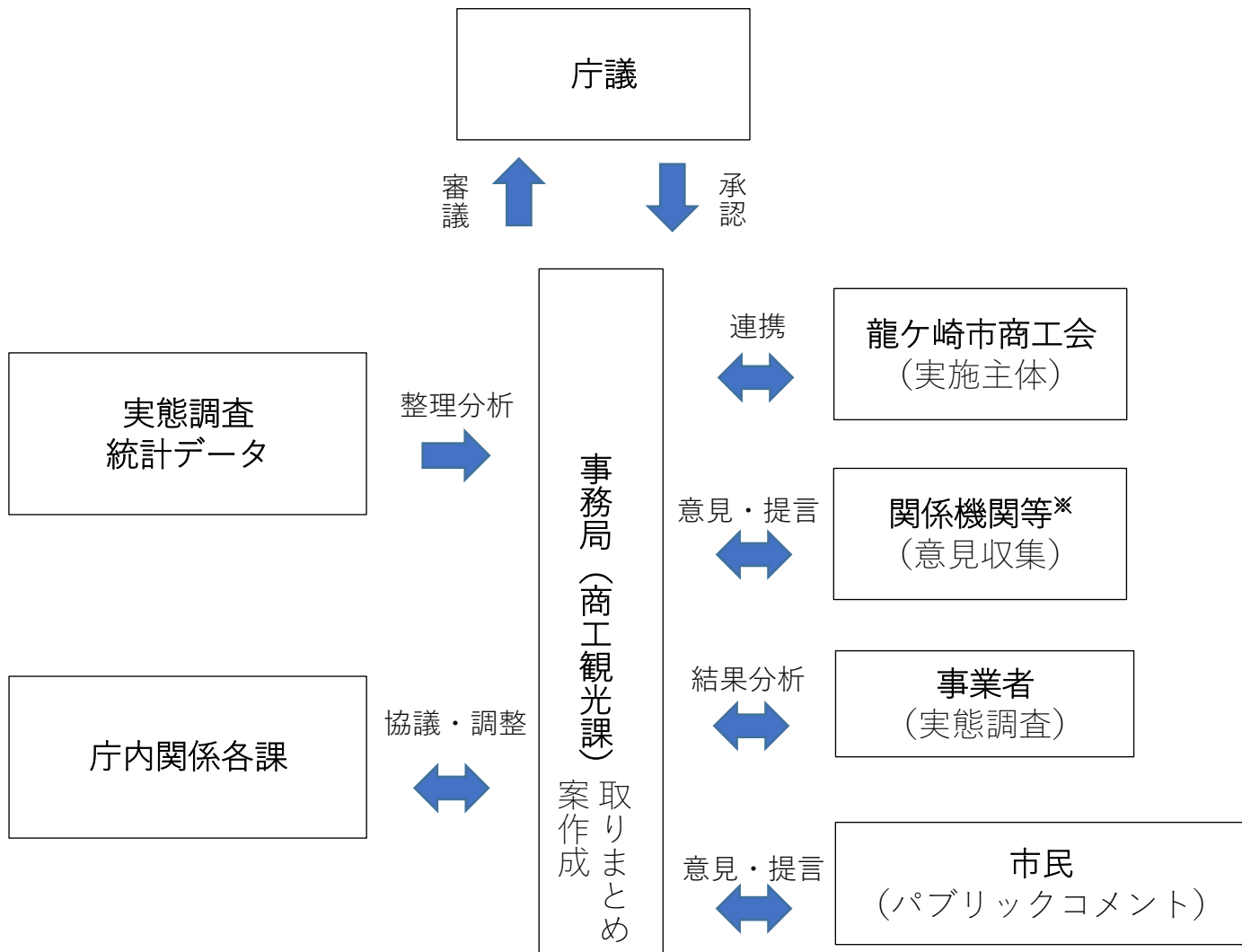
### 5 中小企業・小規模企業者の定義

本計画において、中小企業者・小規模企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項及び第 5 項の規定により下記の範囲とします。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他（下記業種を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下

## 6 策定の流れ

本計画の策定にあたっては、「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」の趣旨を鑑み、本市の関連計画、統計データ、事業者への実態調査の結果、及び関係機関等の意見等を踏まえながら、商工会と連携し、中小企業・小規模企業の振興策の方向性や取り組み等を定めました。



※関係機関とは以下のことを指します（商工会は実施主体を兼ねる）。

- ① 市内中小企業
- ② 市内大企業
- ③ 商工会
- ④ 金融機関（常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合）
- ⑤ 茨城県行政書士会
- ⑥ 茨城県社会保険労務士会
- ⑦ 関東信越税理士会
- ⑧ 龍ヶ崎市観光物産協会
- ⑨ 市内教育機関

## 第2章 中小企業・小規模企業を取り巻く現況

中小企業・小規模企業の経営環境は、人口減少・少子高齢化の進展により労働時間の減少（生産年齢人口の減少）や後継者問題、経済活動のグローバル化、電子商取引など情報通信技術の急速な普及によるビジネス環境の変化、また近年頻発する豪雨や大型台風などの自然災害により、大きな変化の局面にあります。

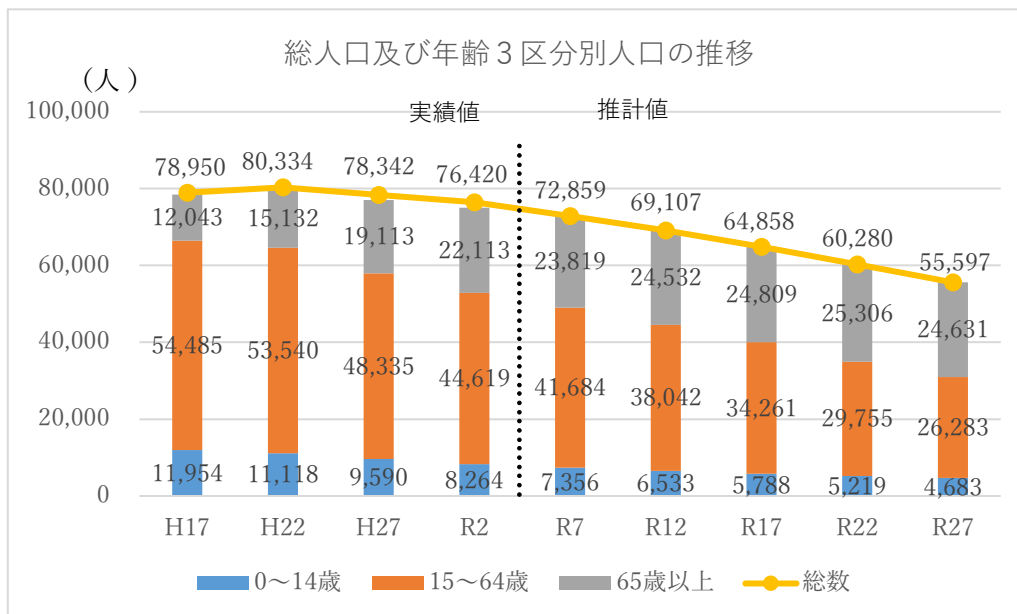
さらには、新型コロナウイルス感染症と共存しながらビジネス活動を行う「ウィズコロナ」「アフターコロナ」への対応が必要となっています。

### 1 人口の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、日本の高度経済成長などに支えられつつ、昭和50年代後半からニュータウン開発などにより順調に増加してきましたが、国立社会保障・人口問題研究所が平成30（2018）年3月に公表した推計によると、本市における総人口は平成22（2010）年の80,334人をピークとして減少を続け、令和27（2045）年には55,597人になると予測されています。

総人口と生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、65歳以上の人口が増加し続けており、将来にわたって労働力の確保や市場規模の維持・拡大は、さらに厳しい状況になると予測されます。



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

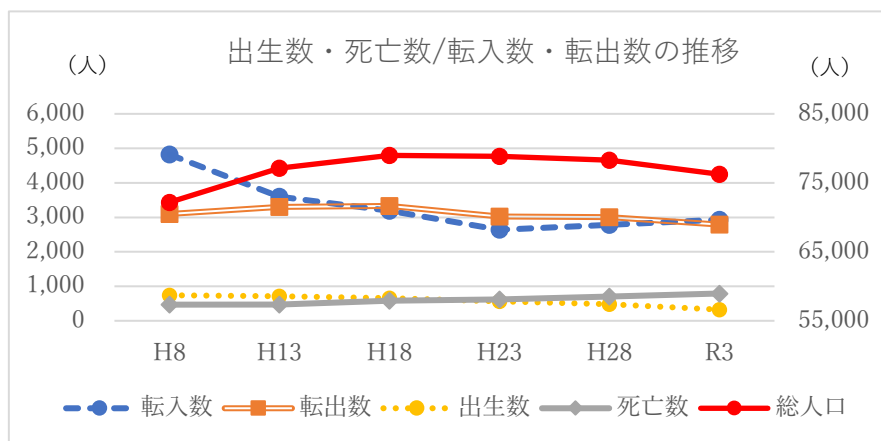
注記：R7以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値  
総数には、年齢不詳を含む

## (2) 出生数・死亡数／転入数・転出数の推移

出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり自然増減数はマイナス傾向にあります。

転入数は平成 28 年から増加傾向、転出数は減少傾向にあり、令和 3 年の社会増減数は平成 13 年  
以来の増加に転じております。

しかし、社会増減数が増加に転じたものの、自然増減数の減少数が多いことから、人口増減数は減少が続いている状況にあります。

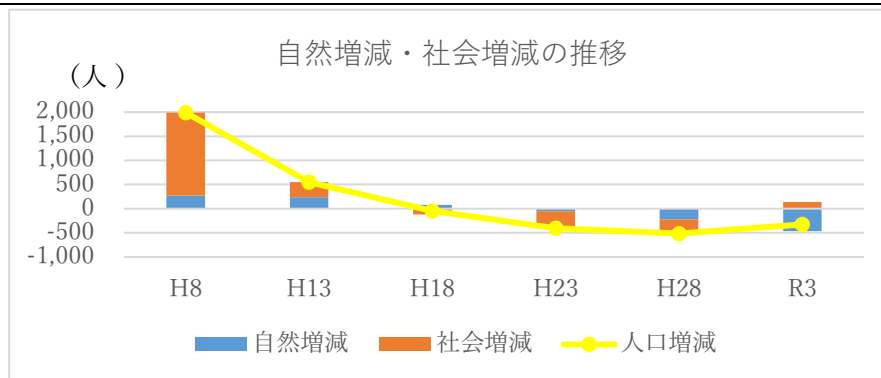


- ・総人口のH8～H23は、翌年3月31日現在の数字。その他は、当該年度における人口動態の数字
- ・総人口のH28、R3は、翌年1月1日の数字。その他は、当該年における人口動態の数字

	H8	H13	H18	H23	H28	R3
総人口	72,179	77,119	78,979	78,865	78,289	76,264
転入数	4,822	3,603	3,194	2,639	2,785	3,168
転出数	3,098	3,302	3,330	3,019	3,008	2,789
出生数	740	708	659	562	478	324
死亡数	468	470	582	617	700	791

出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

## (3) 自然増減・社会増減の推移



- ・平成 23 年までは年度データ、平成 28 年以降は年次データ
- ・平成 23 年までは日本人のみ、平成 28 年以降は外国人を含む数字

	H8	H13	H18	H23	H28	R3
自然増減数	272	238	77	-55	-222	-467
社会増減数	1,724	301	-136	-380	-223	379
人口増減数	1,966	539	-59	-435	-445	-88

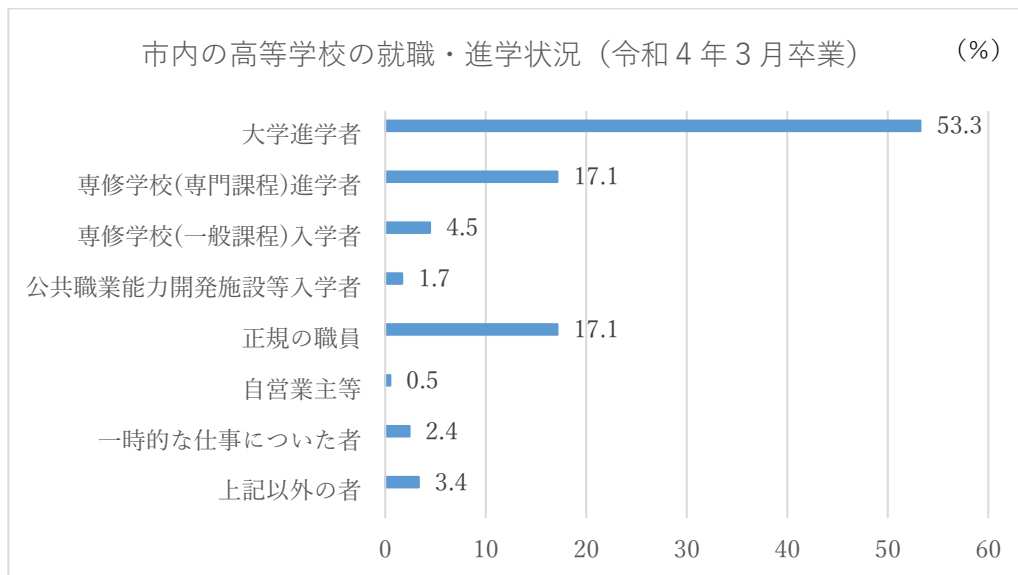
出典：RESAS（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査）再編加工



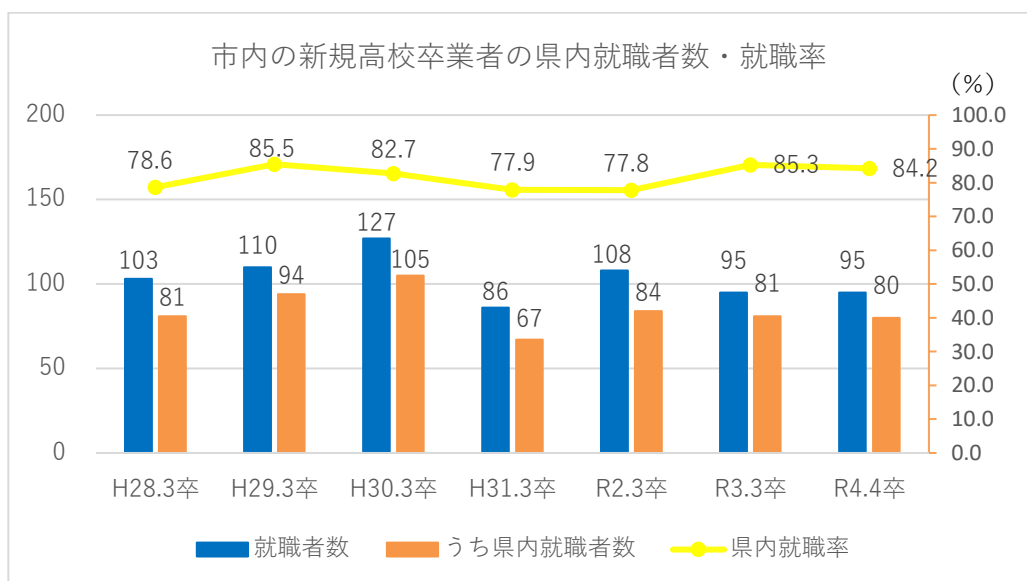
## 2 進学・就職の状況

市内の高校生の約 53%が大学に進学しており、専修学校等を含めると約 77%が進学しています。

市内の新規高校卒業者の県内就職率については、平成 28 年から 80%前後と高い比率で推移しています。



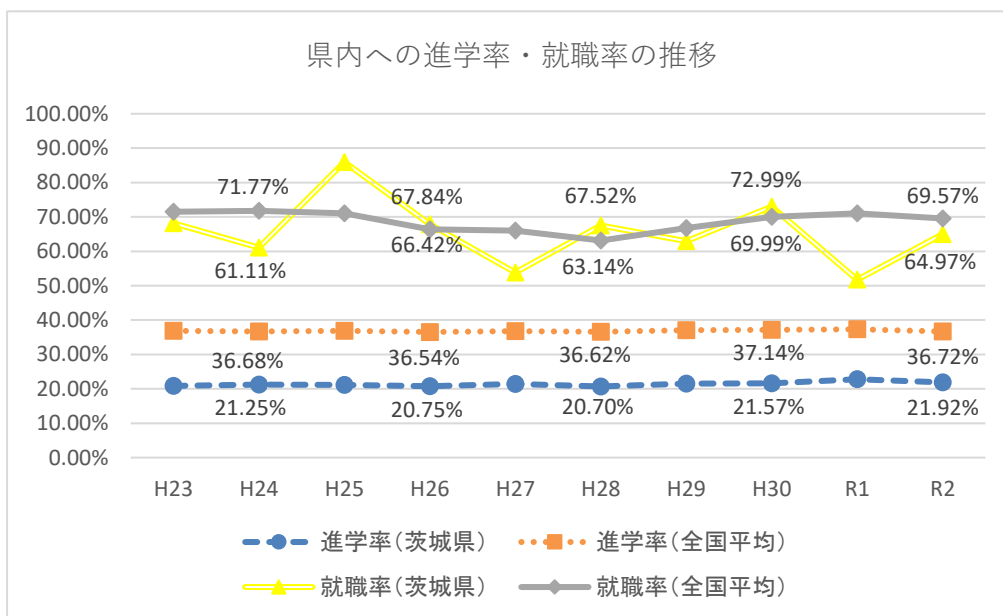
出典：学校基本調査



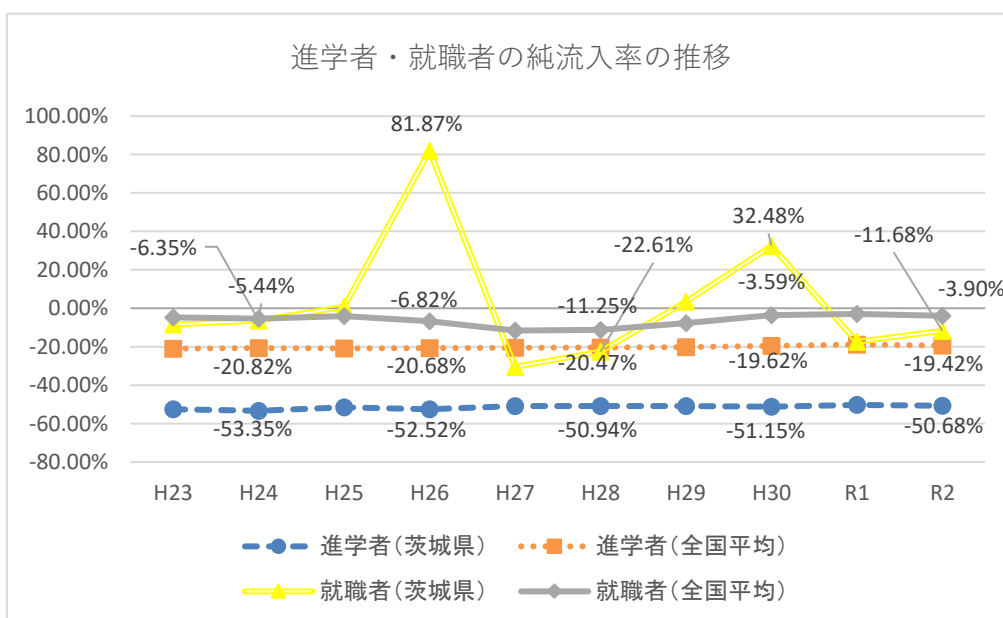
出典：学校基本調査

県内への進学率については、平成 23 年から横ばい状態が続いていますが、全国平均と比較すると低い比率となっています。就職者数については、ほぼ一年おきに大きく変動している状態にあります。

進学者の純流入率についても、平成 23 年から横ばい状態が続いていますが、全国平均と比較すると低い比率となっています。就職者の純流入率については、平成 26 年と平成 30 年に全国平均を大きく上回りプラス流入となっていますが、他の年については流出傾向にあります。



出典：RESAS（雇用動向調査、学校基本調査）

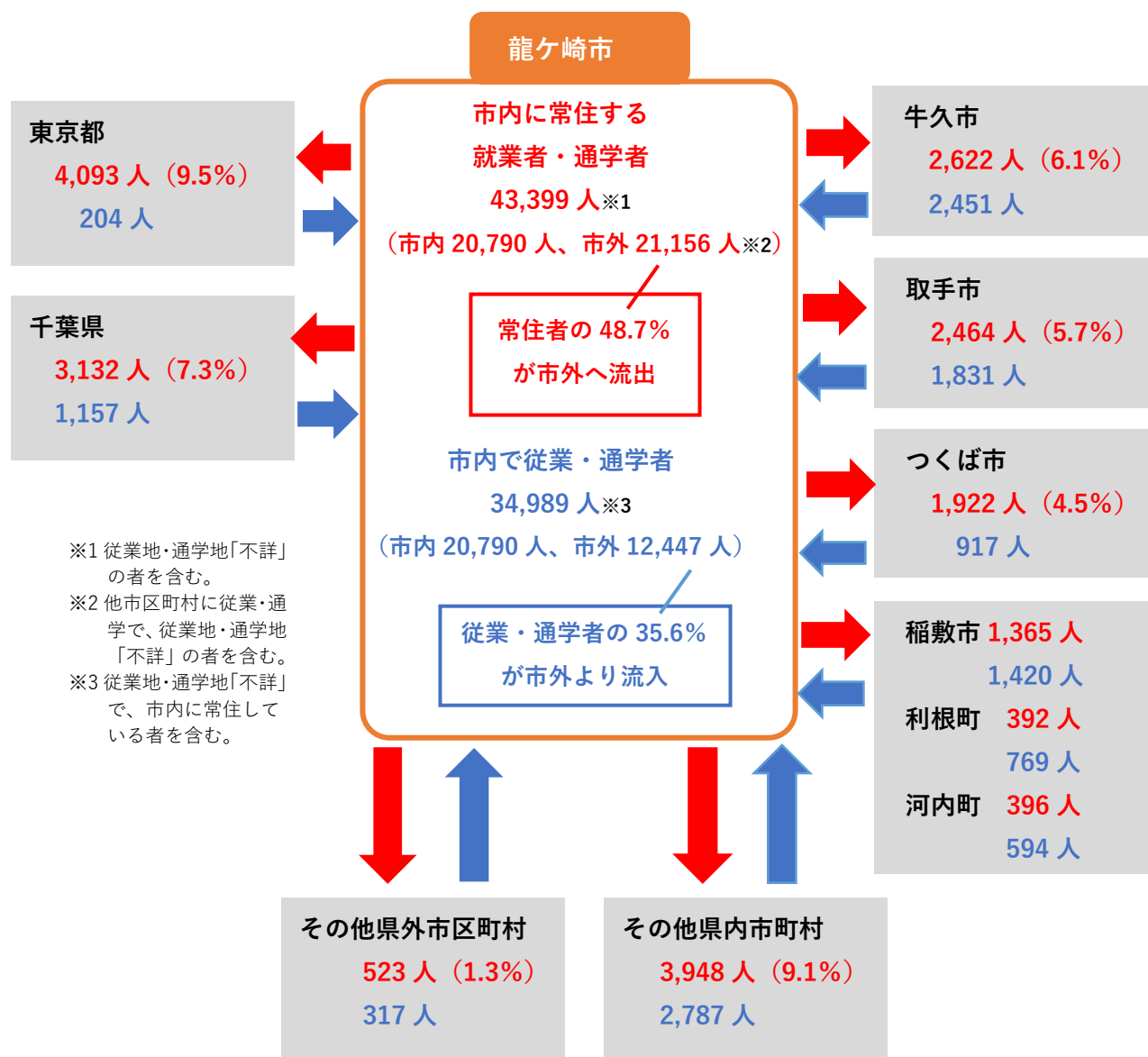


出典：RESAS（雇用動向調査、学校基本調査）

### 3 市内に常住する就業者・通学者の動き

常住者の約半数にあたる48.7%の人が、市外へ通勤・通学しています。流出先として、県外では東京都、千葉県が多くなっており、依然として、都市部に通勤・通学者の「ベッドタウン」的な特徴を持っていることが伺えます。県内市町村では、牛久市、取手市、つくば市など近隣への流出が多くなっています。

市内に常住する15歳以上の就業者・通学者の動き



出典：国勢調査（R2年）

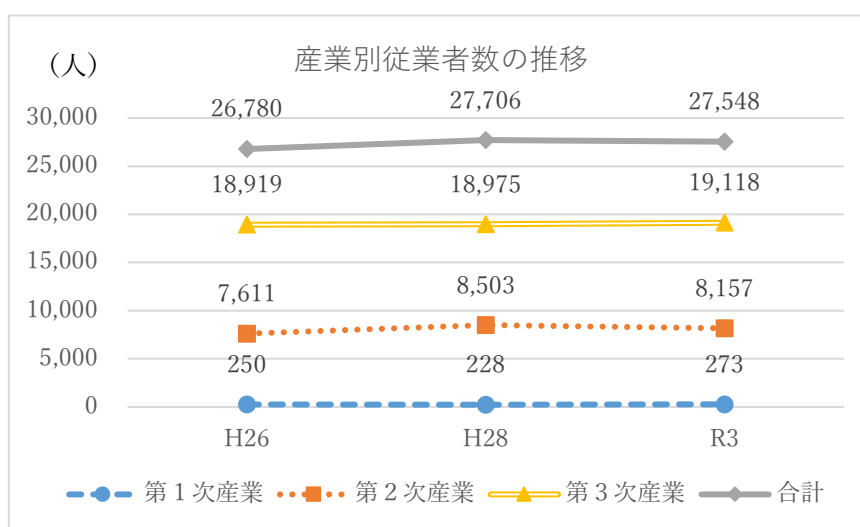
## 4 本市産業の状況

### (1) 産業別の従業者数及び事業所数

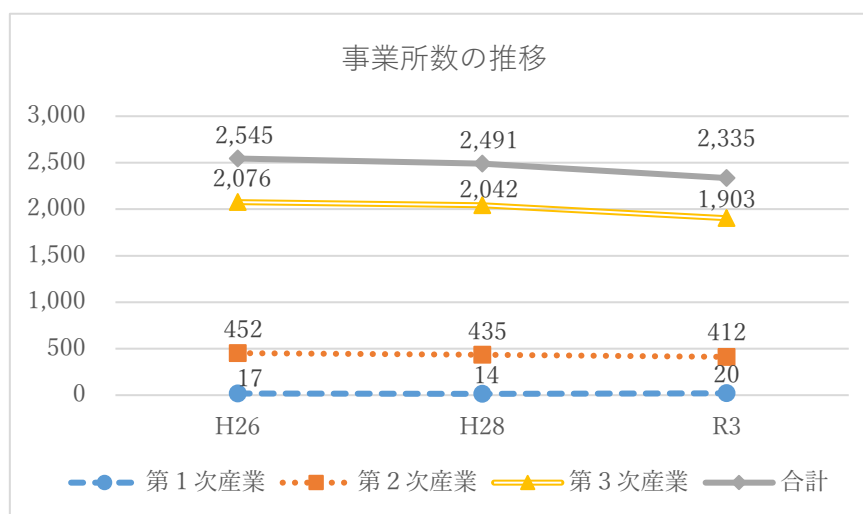
本市の従業者数は微減傾向にあり、平成28年と比較すると令和3年は158人減少しています。また、産業別従業者数の割合では、第3次産業が多く占めておりますが、事業別にみると第2次産業の「製造業」6,650人が最も多く、次いで第3次産業の「卸売業、小売業」5,486人、「医療、福祉」3,421人と続いています。

全国との比較では「製造業」が茨城県とともに割合が高く、「情報通信業」の割合が全国、茨城県と比較して低い傾向がみられます。

事業所数は減少傾向にあり、平成28年と比較すると令和3年は156社減少しています。また、産業別事業所数の割合では、第3次産業が多く占めており、「卸売業、小売業」569社、「宿泊業、飲食サービス業」281社、「生活関連サービス業、娯楽業」260社と続いています。



出典：RESAS（経済センサス）



出典：RESAS（経済センサス）

産業別（大分類）の従業者数・事業所数及び構成比（R3）

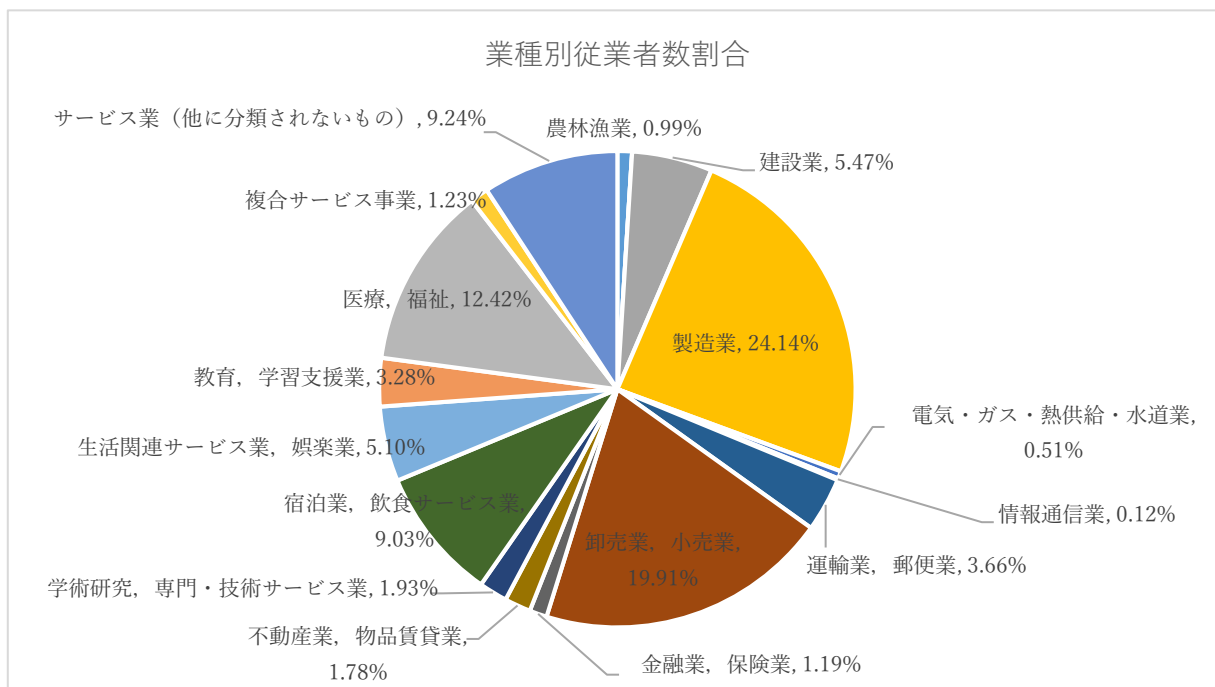
産業（大分類）	従業者数				事業所数			
	龍ヶ崎市		茨城県	全国	龍ヶ崎市		茨城県	全国
	人数	構成比	構成比	構成比	事業所	構成比	構成比	構成比
総数	27,548	100%	100%	100%	2,335	100%	100%	100%
第1次産業	273	0.99%	1.06%	0.78%	20	0.86%	0.96%	0.82%
農業、林業、漁業	273	0.99%	1.06%	0.78%	20	0.86%	0.96%	0.82%
第2次産業	8,157	29.61%	29.38%	21.68%	412	17.64%	22.00%	17.45%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.00%	0.03%	0.04%	0	0.00%	0.06%	0.04%
建設業	1,507	5.47%	6.79%	6.45%	245	10.49%	12.89%	9.41%
製造業	6,650	24.14%	22.56%	15.19%	167	7.15%	9.05%	8.00%
第3次産業	19,118	69.40%	69.56%	77.54%	1,903	81.50%	77.04%	81.73%
電気・ガス・熱供給・水道業	140	0.51%	0.33%	0.35%	4	0.17%	0.26%	0.18%
情報通信業	35	0.12%	1.57%	3.43%	13	0.56%	0.78%	1.48%
運輸業、郵便業	1,008	3.66%	6.16%	5.63%	45	1.93%	3.25%	2.49%
卸売業、小売業	5,486	19.91%	18.23%	20.04%	569	24.37%	24.30%	23.84%
金融業、保険業	327	1.19%	1.86%	2.58%	22	0.94%	1.40%	1.63%
不動産業、物品賃貸業	491	1.78%	1.67%	2.79%	139	5.95%	5.33%	7.26%
学術研究、専門・技術サービス業	531	1.93%	5.03%	3.66%	110	4.71%	4.02%	4.89%
宿泊業、飲食サービス業	2,488	9.03%	6.63%	8.07%	281	12.03%	10.22%	11.62%
生活関連サービス業、娯楽業	1,405	5.10%	4.12%	3.75%	260	11.13%	9.60%	8.42%
教育、学習支援業	903	3.28%	2.73%	3.37%	94	4.03%	2.84%	3.17%
医療、福祉	3,421	12.42%	12.66%	14.09%	207	8.87%	7.48%	8.97%
複合サービス事業	338	1.23%	0.77%	0.75%	12	0.51%	0.60%	0.62%
サービス業（他に分類されないもの）	2,545	9.24%	7.80%	9.03%	147	6.30%	6.96%	7.16%

出典：RESAS（経済センサス）

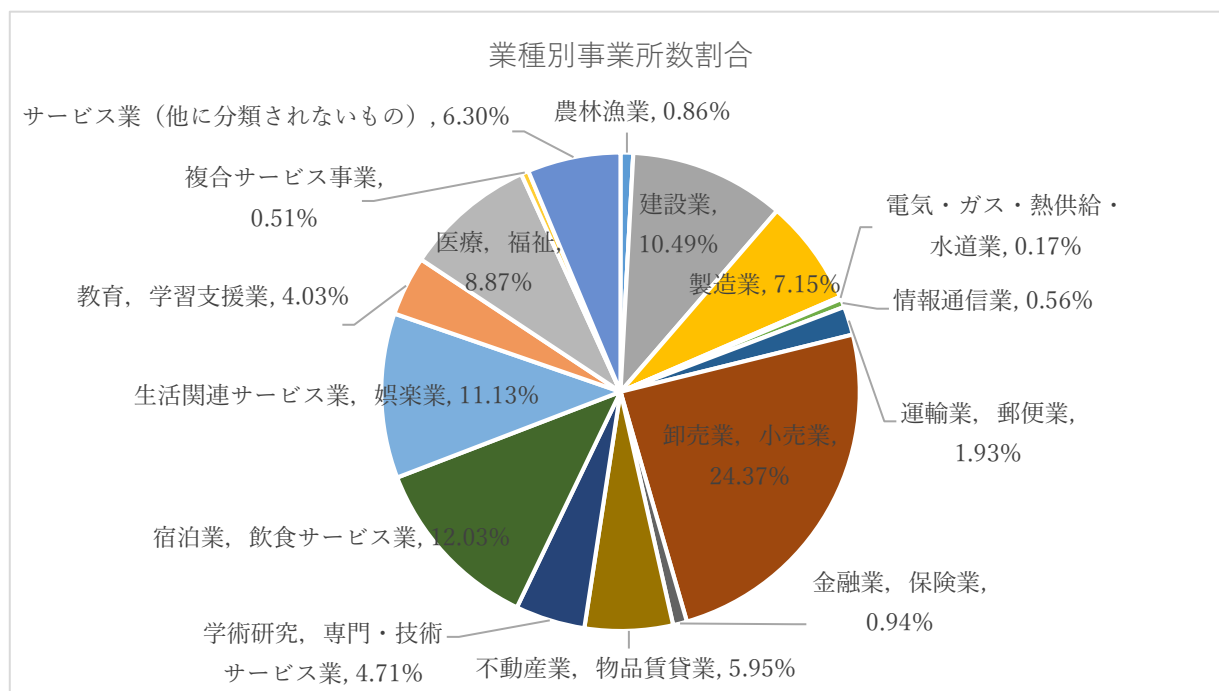
## (2) 業種別従業者数割合と業種別事業所数割合

従業者数の割合では、「製造業」が全体の約 24%を占めています。

事業所数の割合では、「卸売業・小売業」が全体の約 24%を占めています。



出典：RESAS（経済センサス）

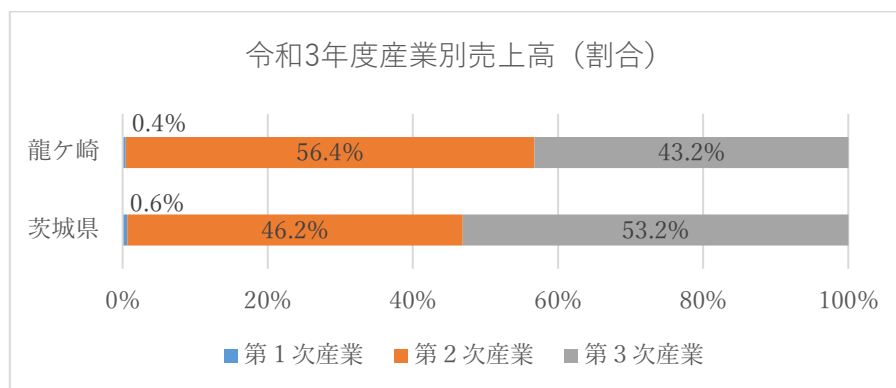


出典：RESAS（経済センサス）

### (3) 産業別の構造

#### ア. 産業別売上高

産業別売上高でみると、第2次産業が最も多く、次いで第3次産業が多くなっています。産業区分別では、製造業の占める割合が全体の約50.3%と最も高く、次いで卸売業・小売業の約22.7%、建設業の約6.0%となっています。



令和3年産業区分別売上高 (百万円)

産業区分	龍ヶ崎市	茨城県
第1次産業	2,278	196,682
農林水産業	2,278	196,682
第2次産業	319,050	14,614,543
鉱業、採石業、砂利採取業	0	8,154
建設業	34,067	1,936,135
製造業	284,983	12,670,254
第3次産業	244,751	16,803,659
電気・ガス・熱供給・水道業	17,909	1,071,119
情報通信業	159	279,419
運輸業、郵便業	9,726	1,149,770
卸売業、小売業	128,438	7,451,451
金融業、保険業	12,250	1,147,246
不動産業、物品賃貸業	6,933	449,626
学術研究、専門・技術サービス業	4,840	988,485
宿泊業、飲食サービス業	8,317	307,692
生活関連サービス業、娯楽業	11,761	572,811
教育、学習支援業	5,801	204,734
医療、福祉	23,700	2,358,652
複合サービス事業	3,248	99,060
サービス業（他に分類されないもの）	11,669	723,594

出典：RESAS（経済センサス）

## イ. 生産分析（生産額）

「化学」「食料品」「はん用・生産用・業務用機械」「金属製品」などの製造業については、生産額も高額で域外から所得を稼いでおり本市の好調な産業であることが確認できます。一方、「住宅賃貸業」「専門・科学技術・業務支援サービス業」「小売業」「宿泊・飲食サービス業」などの三次産業については、生産額は高いものの域外からの移輸入に依存していることが確認できます。



※上記表は、業種単位で色分けし、市全体の各産業割合を示しており、左側から産業が大きい順に並び記されているものです。

## 平成 30 年生産額（総額）

単位：億円

順位	産業区分 中分類	生産額 総額	順位	産業区分 中分類	生産額 総額
①	化学	713	⑪	その他の製造業	197
②	食料品	514	⑫	宿泊・飲食サービス業	175
③	はん用・生産用・業務用機械	455	⑬	公務	147
④	金属製品	449	⑭	教育	129
⑤	保健衛生・社会事業	285	⑮	運輸・郵便業	127
⑥	住宅賃貸業	279	⑯	輸送用機械	101
⑦	専門・科学技術・業務支援サービス業	222	⑰	金融・保険業	84
⑧	小売業	220	⑱	廃棄物処理業	81
⑨	建設業	211	⑲	鉄鋼	79
⑩	その他のサービス	208	⑳	電気業	67

各産業の移輸出額から移輸入額を引いて0以上の産業（域外から所得を稼いでいる産業）を■、0未満の産業を■で表示  
 出典：RESAS（環境省「地域産業連携表」、「地域経済計算」）（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）



ウ. 生産分析（付加価値額）

イの生産額同様に、「化学」「金属製品」「はん用・生産用・業務用機械」「食料品」などの製造業が、付加価値額も高額で域外から所得を稼いでおり本市の好調な産業であることが確認できます。「住宅賃貸業」「小売業」「専門・科学技術・業務支援サービス業」などの三次産業については、付加価値額は高額であるものの域外からの移輸入に依存しており、生産額（売上高）と同様の傾向であることが確認できます。



※上記表は、業種単位で色分けし、市全体の各産業割合を示しており、左側から産業が大きい順に並び記されているものです。

平成 30 年付加価値額（総額）

単位：億円

順位	産業区分 中分類	付加価値額 総額	順位	産業区分 中分類	付加価値額 総額
①	化学	270	⑪	公務	105
②	住宅賃貸業	242	⑫	建設業	98
③	金属製品	189	⑬	運輸・郵便業	90
④	保健衛生・社会事業	183	⑭	その他の製造業	86
⑤	はん用・生産用・業務用機械	174	⑮	宿泊・飲食サービス業	69
⑥	食料品	163	⑯	金融・保険業	56
⑦	小売業	149	⑰	廃棄物処理業	54
⑧	専門・科学技術・業務支援サービス業	146	⑱	電気業	41
⑨	その他のサービス	143	⑲	卸売業	37
⑩	教育	110	⑳	鉄鋼	32

各産業の移輸出額から移輸入額を引いて0以上の産業（域外から所得を稼いでいる産業）を、0未満の産業をで表示  
 出典：RESAS（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

## エ. 生産分析（移輸出入収支額）

移輸出入収支額では、「金属製品」「化学」「はん用・生産用・業務用機械」「食料品」等の二次産業と「その他サービス」「廃棄物処理業」「教育」などの三次産業がプラスとなっており、本市の好調な産業であることが確認できます。一方、「卸売業」「情報通信業」「専門・科学技術、業務支援サービス業」「石油・石炭製品」などはマイナスとなっており、域外仕入れ・域内販売の傾向が強いことが確認できます。

龍ヶ崎市の平成 30 年移輸出入額（収支額）

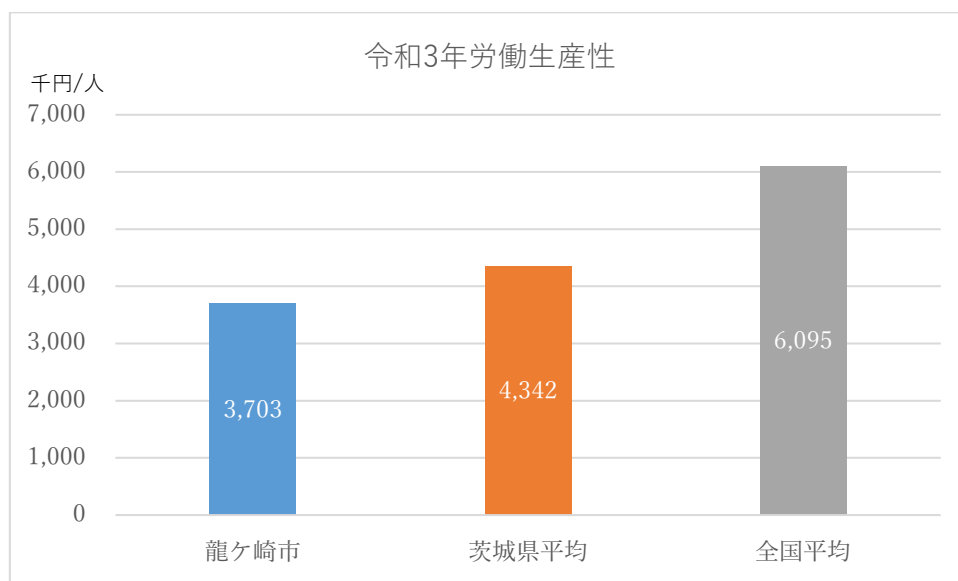
産業分類 中分類	移輸出入 収支額	産業分類 中分類	移輸出入 収支額
金属製品	360 億円	電気業	-9 億円
化学	320 億円	その他の不動産業	-21 億円
はん用・生産用・業務用機械	218 億円	繊維製品	-24 億円
食料品	188 億円	電子部品・デバイス	-24 億円
その他のサービス	74 億円	パルプ・紙・紙加工品	-32 億円
その他の製造業	51 億円	輸送用機械	-35 億円
廃棄物処理業	50 億円	非鉄金属	-46 億円
教育	45 億円	住宅賃貸業	-53 億円
窯業・土石製品	33 億円	電気機械	-53 億円
公務	20 億円	情報・通信機器	-55 億円
ガス・熱供給業	13 億円	農業	-65 億円
水道業	11 億円	小売業	-71 億円
建設業	11 億円	運輸・郵便業	-83 億円
印刷業	9 億円	金融・保険業	-90 億円
保健衛生・社会事業	5 億円	鉄鋼	-92 億円
林業	-4 億円	石油・石炭製品	-104 億円
水産業	-5 億円	専門・科学技術、業務支援サービス業	-181 億円
宿泊・飲食サービス業	-5 億円	情報通信業	-243 億円
鉱業	-7 億円	卸売業	-276 億円

移輸出入収支額：域外からの（移出・輸出に伴う）収入額から域外への（移入・輸入に伴う）支出額を差し引いたもの。プラスの産業は域外からお金を獲得している産業、マイナスの産業は域外にお金が出していることを示す。

出典：RESAS（環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」）（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

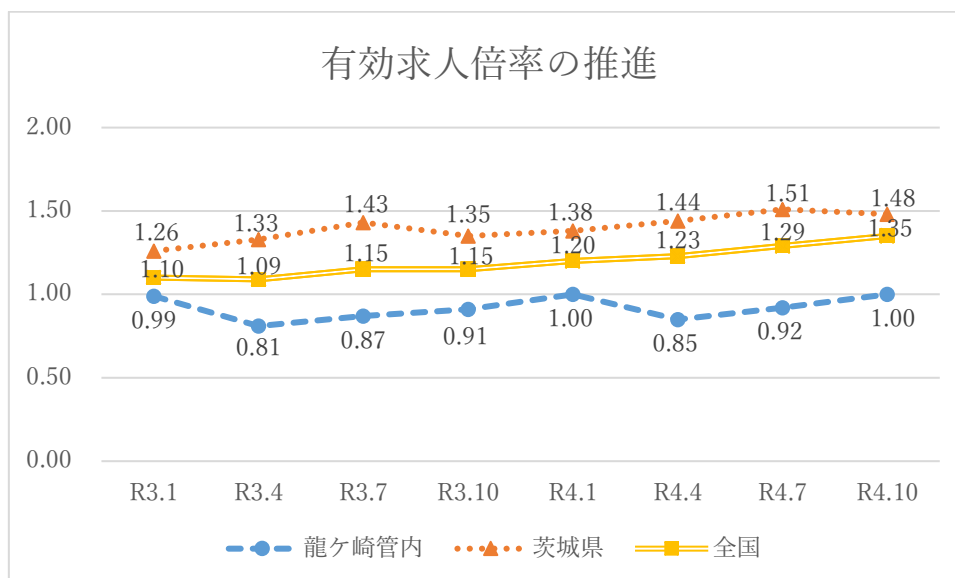
## オ. 労働生産性

本市の労働生産性（付加価値額÷従業者数）は全国平均、茨城県平均と比較して低い比率となっており、県内44自治体の中でも29番目となっています。



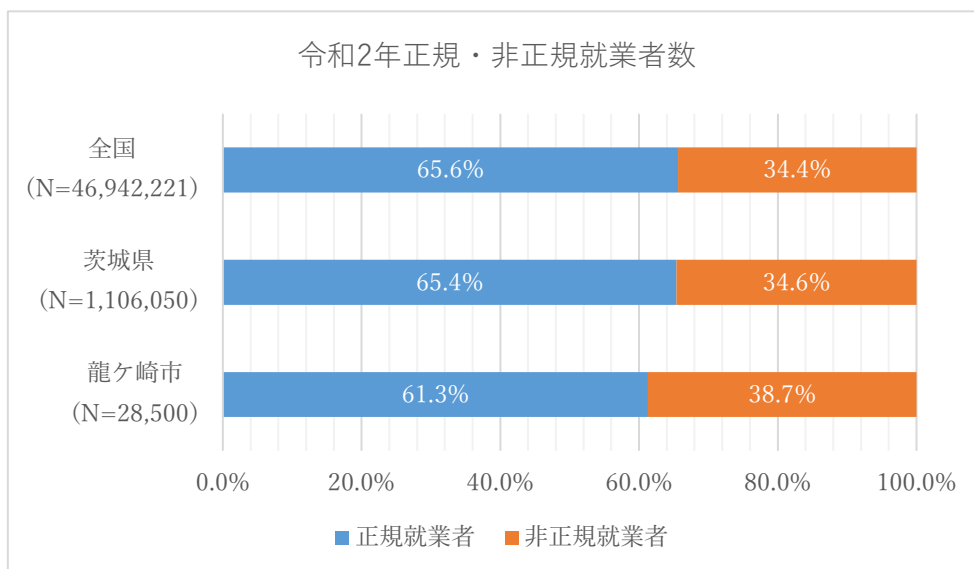
## (4) 有効求人倍率

ハローワーク龍ヶ崎管内の有効求人倍率は、令和4年1月及び令和4年10月以外1を下回る状態が続いており職に就くことが困難な状況が続いています。全国平均及び茨城県全体では、1を上回る人出不足の状態が続いているため、雇用の流出が懸念されます。



## (5) 正規・非正規就業者数の割合

本市における正規就業者数の割合は、全国及び茨城県と比べて低い傾向にあります。

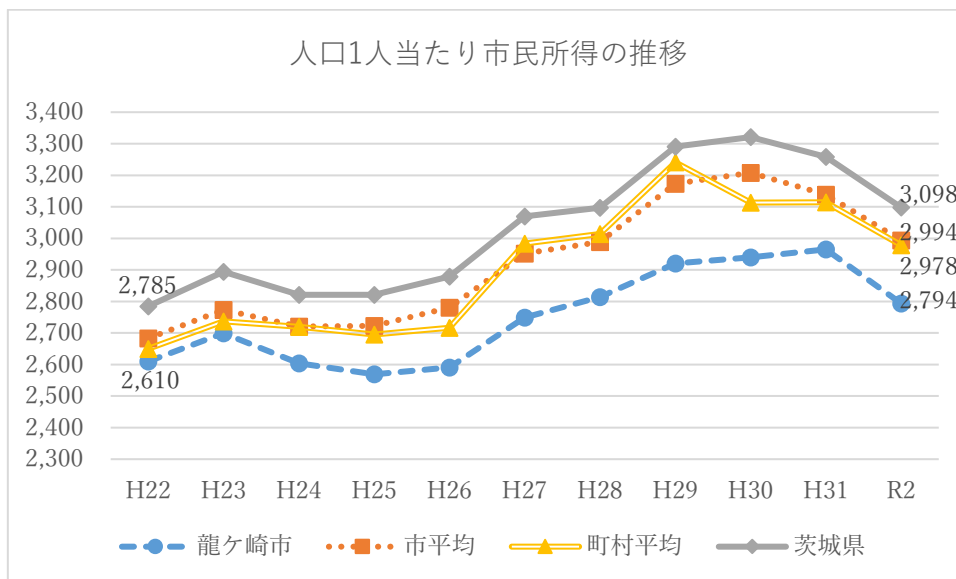


出典：国勢調査

## (6) 市民所得

1人当たりの市民所得については、平成25年まで減少傾向にありましたが、平成26年以降は増加しています。しかしながら、茨城県や市平均は平成30年より減少傾向となっています。本市は平成31年に製造業の業況が良くなったことから、一時的に市民所得が増加したものの、令和2年には茨城県や市平均と同様に減少傾向にあります。

また、本市は、茨城県平均や市平均、町村平均と比較すると、低い比率で推移しています。

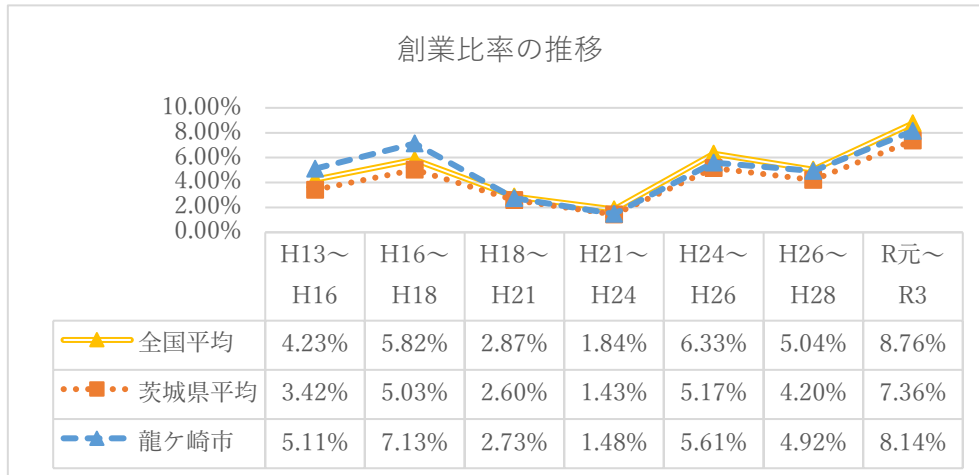


出典：茨城県 県民経済計算

## (7) 開設・廃業

本市の創業比率は、平成16年から平成18年にかけては全国平均、茨城平均を上回っていましたが、近年は全国平均とほぼ同等で推移しています。

また、平成28年から令和3年までの調査結果における新規事業所数及び廃業事業所数の比率では、廃業している事業所が多くなっています。業種別ごとの件数は下表のとおりとなっています。



出典：RESAS（事業所・企業統計調査、経済センサス）

注記：「平成21年経済センサス－基礎調査」及び「平成24年経済センサス－活動調査」では、新設事業所の定義が異なるため、「平成18年－平成21年」及び「平成21年－平成24年」の創業比率は、前後の数字と単純に比較できない。

### 龍ヶ崎市産業別新規事業所数及び廃業事業所数（平成28年～令和3年）

産業大分類	新設事業所	廃業事業所
A～R 全産業	497	662
A～B 農林漁業	8	3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
D 建設業	52	54
E 製造業	22	38
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	1
G 情報通信業	9	6
H 運輸業、郵便業	6	11
I 卸売業、小売業	101	177
J 金融業、保険業	8	16
K 不動産業、物品賃貸業	33	51
L 学術研究、専門・技術サービス業	29	19
M 宿泊業、飲食サービス業	74	107
N 生活関連サービス業、娯楽業	38	63
O 教育、学習支援業	20	36
P 医療、福祉	60	41
Q 複合サービス事業	—	1
R サービス業（他に分類されないもの）	35	38

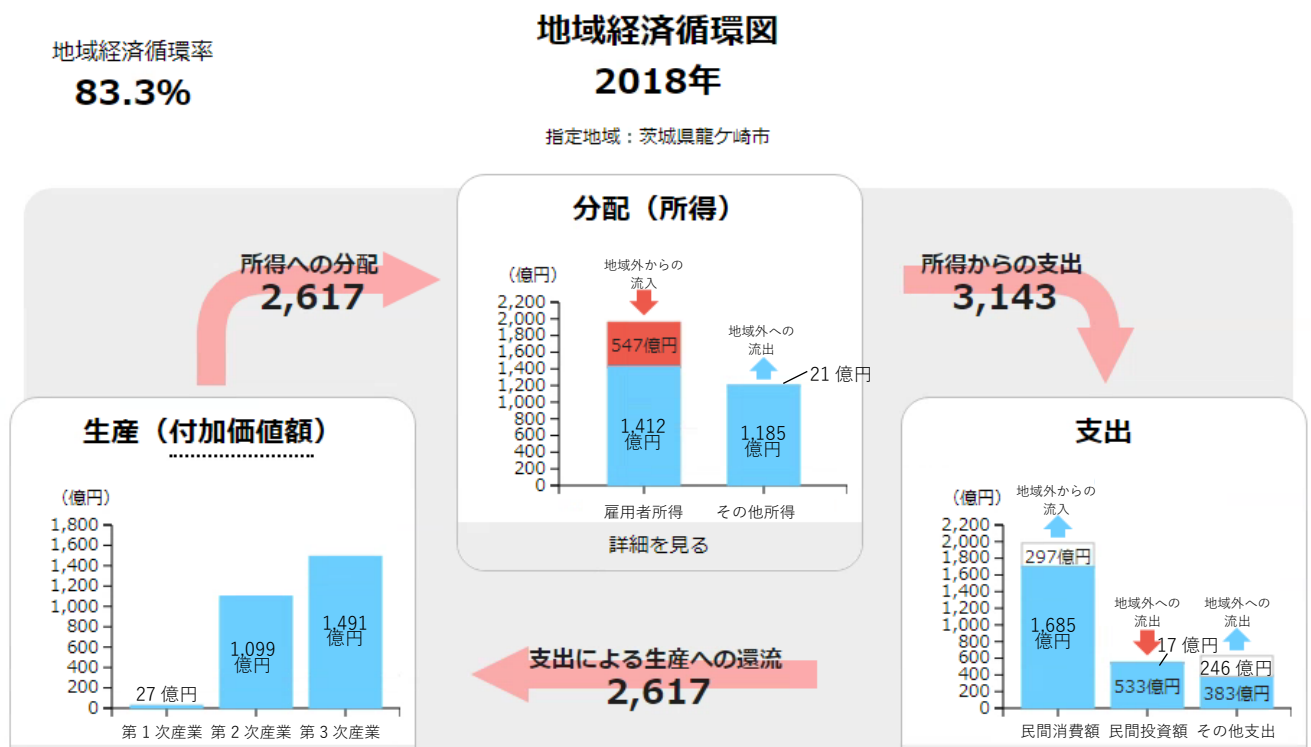
出典：経済センサス

## (8) 本市の地域経済循環

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、労働者や企業の所得として分配され、消費や投資として支出されて再び地域内企業に還流する一連の流れを地域経済循環といいます。この地域経済循環の過程で地域外にお金が出た場合、地域経済が縮小する可能性があります。

地域内の住民・企業等に分配された所得の総額を示す分配（所得）では、雇用者所得 1,959 億円のうち、地域外からの所得が 547 億円となっております。これは市外で就労し、所得を得ている市民が多数いることを示しています。

支出では、民間消費額やその他支出から 533 億円が市外に流出している状況にあります。そのうち民間消費額については、都市部や近隣の大型商業施設などに流出していることが予想されます。これらのことから、地域外から稼いだ所得も地域外へと流出し、地域経済の自立度を示す地域経済循環率は 83.3%で、県内 44 自治体の中でも 30 番目と低い数値となっております。



出典：環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）  
地域経済循環分析 <http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

注記：本データの詳細な分析方法については、以下URLを参照。  
<http://www.vmi.co.jp/reca/>

「地域経済循環率」とは、生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値であり、地域経済の自立度を示している。（値が低いほど他地域から流入する所得に対する依存度が高い。）

「雇用者所得」とは、主に労働者が労働の対価として得る賃金や給料等をいう。

「その他所得」は、財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等、雇用者所得以外の所得により構成される。

「その他支出」は、「政府支出」+「地域内産業の移輸出-移輸入」により構成される。

例えば、移輸入が移輸出を大きく上回り、その差が政府支出額を上回る場合（域外からの財・サービスの購入を通じた所得流出額が政府支出額よりも大きい場合）は、「その他支出」の金額がマイナスとなる。

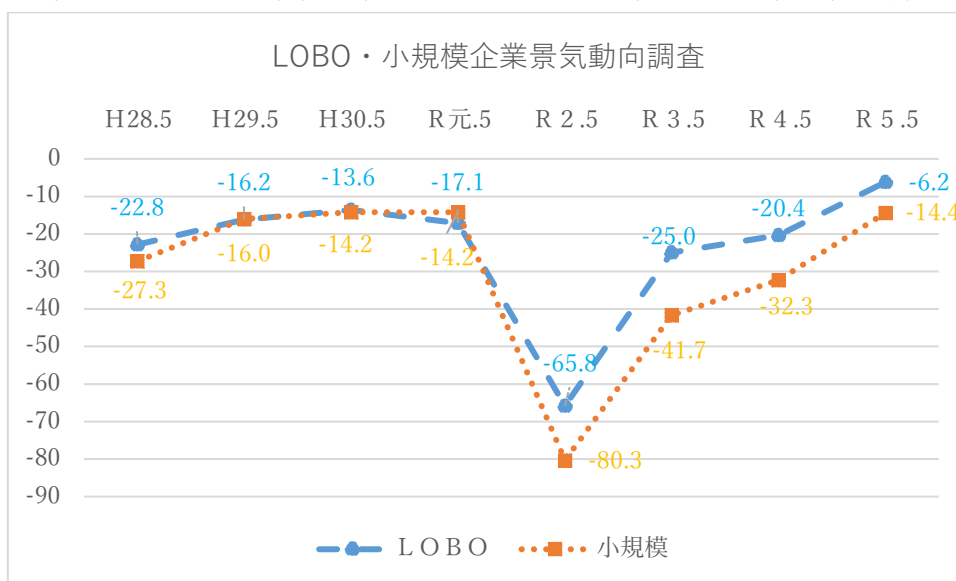
「支出流入率」とは、地域内に支出された金額に対する地域外から流入・地域外に流出した金額の割合で、プラスの値は地域外からの流入、マイナスの値は地域外への流出を示す。

我が国の国民経済計算体系は、平成 27 年国民経済計算より 1993SNA から 2008SNA に改定されたため、2015 年地域経済循環分析用データも 2008SNA で構築した。これに伴い、2010 年および 2013 年データについても、時系列比較を可能とするため、2008SNA で再構築をしている。

本データは国民経済計算、県民経済計算、国勢調査、経済センサス等のデータを用いて、全国の市町村のデータを統一的方法で作成している。国民経済計算や県民経済計算は、精度向上を目的に推計方法については絶えず見直しを行っている関係上、随時、過去に遡って改定がなされるため、本データのデータ更新時には、これまで公開していた数値から変化する場合がある。

## (9) 新型コロナウイルス感染症の影響

日本商工会議所 LOBO 調査、全国商工会連合会小規模企業景気動向調査による業況 DI<sup>※</sup>の推移は、国内で感染が広がりだした令和 2 年 5 月を底に大きく悪化し、その後回復基調にあります。

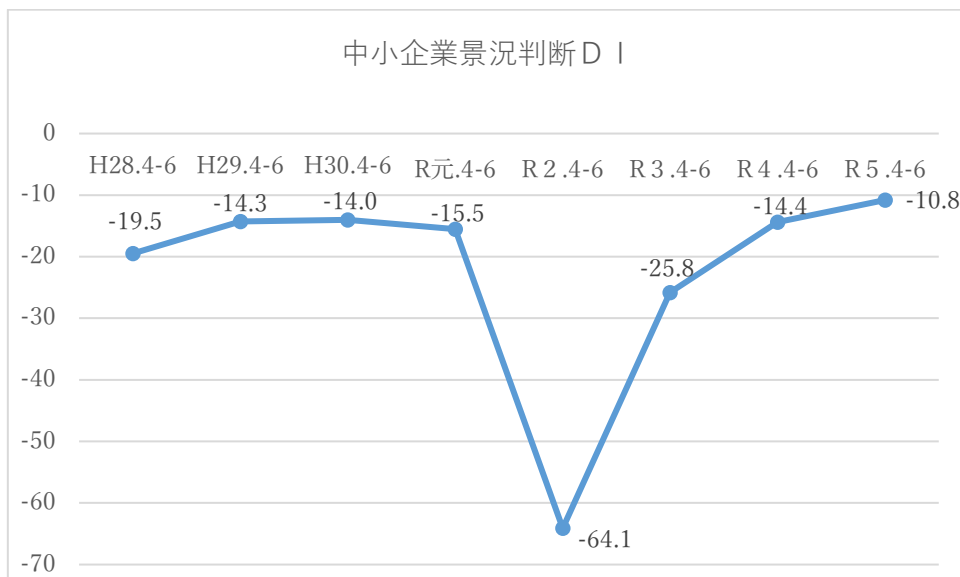


資料：「日本商工会議所 LOBO 調査」「全国商工会連合会小規模企業景気動向調査」

商工会議所 LOBO 調査（早期景気観測）は、338 商工会議所の協力により、経済対策等に活用することを目的に約 2,700 企業を対象に業況・売上・採算・資金繰り等について調査を実施している。

全国商工会連合会小規模企業景気動向調査は、全国約 300 商工会の経営指導員を情報連絡員に委嘱し、毎月、地区内小規模企業の景気動向等についての情報を収集・集計結果を景気情報として提供している。

（独）中小企業基盤整備機構が行っている中小企業景況調査による景況判断 DI<sup>※</sup>においても、令和 2 年 4 - 6 期を底に大きく悪化し、その後回復基調となっています。



資料：中小企業景況調査

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会により任意抽出した約 19,000 社の中小企業（金融機関を除く全業種）を対象に業況判断・売上高・経常利益等の DI 値を、四半期毎に算出する景気動向調査

※業況 DI とは、景気が「上向き」か「下向き」かという景気の方角を判断するための指標のこと

## 第3章 本市のこれまでの取り組み

### 1 これまでの取り組み

本市における商工業の活性化を図るため、課題を整理し取り組むべき事項を示した「市内商工業等活性化プロジェクト」を作成し、平成28年度から平成30年度の3ヵ年において様々な取り組みを実施してきました。

主な取り組みとして、起業家タウン☆Match 広域連携事業による取手市と連携した創業支援事業の実施、市独自の補助制度（企業立地促進条例に基づく奨励金、創業促進事業補助金、展示会等出展補助）の創設、つくばの里工業団地南地区の造成・販売などがあげられます。

平成31年度以降は、市内商工業活性化プロジェクトを継承するものとして、令和2年7月に「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

#### (1) 企業立地の充実

##### ① 企業立地促進条例に基づく奨励金

産業の振興及び雇用の拡大を図り、市の発展に寄与することを目的として平成28年4月に施行した補助制度で、市内において新たに事業を行う企業等に対して必要な「奨励金」を交付します。

奨励金の制度内容

奨励金の区分	主な交付要件	交付額及び交付対象期間
工場新設型 企業立地奨励金	・土地を取得又は賃借し、新たに工場等を設置すること。 ・新たに3人以上の従業員を雇用すること。 ※奨励金の対象となる土地は、土地の取得後3年以内に工場等の建設工事に着手し、5年以内に操業した場合に限る。	・取得した土地及び家屋に係る各年度において納付した固定資産税相当額 ・納付を開始した年度から3年間
工場増設型 企業立地奨励金	・操業中の工場等を有し、操業中の工場の他に工場等を増設すること。 ・新たに3人以上の従業員を雇用すること。 ※奨励金の対象となる土地は、土地の取得後3年以内に工場等の建設工事に着手し、5年以内に操業した場合に限る。	・増設に係る土地及び家屋に係る各年度において納付した固定資産税相当額 ・納付を開始した年度から3年間
雇用促進奨励金	・上記奨励金の申請者で、新たに雇用する従業員3人以上が、1年以上本市に住所を有する常時雇用者であること。	・10万円×左記の常時雇用者数 (上限1,000万円) 1年間



企業立地促進条例に基づく奨励金の実績

年度	申請件数	金額	内訳
H30	1件	1,582千円	事務所賃貸型1社
H31	2件	3,661千円	工場増設型1社／事務所賃貸型1社
R2	2件	2,215千円	工場増設型2社
R3	5件	10,628千円	工場増設型5社
R4	4件	9,518千円	工場増設型4社
合計	14件	27,604千円	実事業者数6社 (工場増設型5社／事務所賃貸型1社)

※事業者延べ14社に支援を行い、179名以上の雇用を創出しました。

②つくばの里工業団地 南側拡張

つくばの里工業団地南側に工業団地用地3区画を造成

計画面積約5.1ha 分譲面積約3.8ha(計画面積と分譲面積の差は民間企業が所有する土地)令和3年3月に売却が決定した。

分譲地の内容

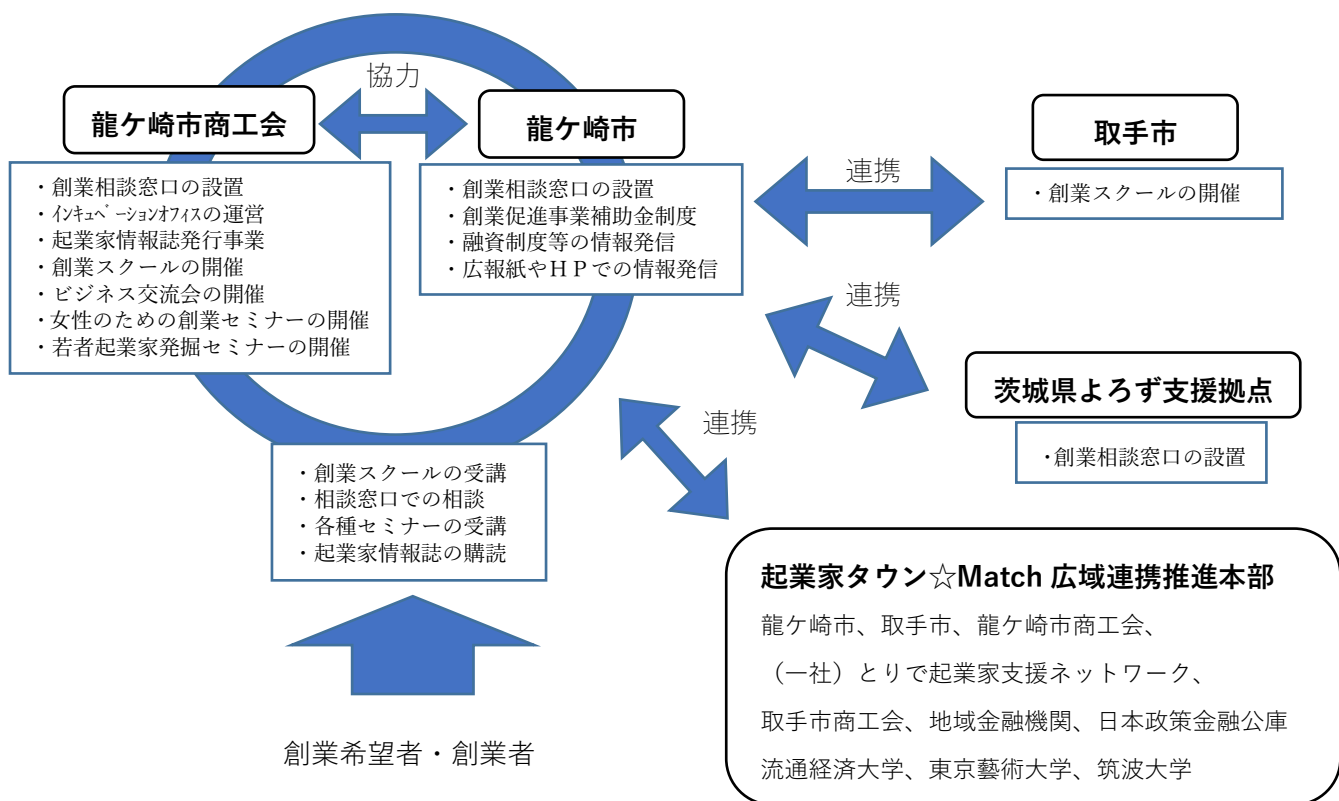
区画	所在	地目	面積	業種
区画A	向陽台6丁目1番	宅地	8,293.31 m <sup>2</sup>	製造業(鋼材加工・販売)
区画B	向陽台6丁目5番	宅地	29,726.96 m <sup>2</sup>	運輸・倉庫業(物流倉庫)
区画C	向陽台6丁目6番	宅地		
合計			38,020.27 m <sup>2</sup>	

## (2) 起業（創業）者の支援

本市が創業支援体制のコーディネーターとしての役割を担い、商工会や地元金融機関などの関係機関と連携体制を構築し、創業相談窓口の設置や創業スクールの開催など、創業希望者及び創業初期段階の起業家への支援策を明らかにした「創業支援事業計画」が平成28年8月に国の認定を受け、創業支援策の取り組みを進めてきました。

さらに本市では、創業希望者への支援を広域的に行うため、平成29年11月に取手市と連携協定を締結し、「起業家タウン☆Match 広域連携事業」をスタートしました。

創業支援の体制図



## ①創業スクール

起業に必要とされる経営、財務、人材育成、販路開拓に加え、起業家マインド、事業計画立案プロセスなども習得できる全5回コースのスクールです。

受講者実績（H28 創業塾含む）

龍ヶ崎スクール

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者	27人	8人	19人	21人	33人	18人	23人
内修了者	20人	7人	18人	19人	31人	16人	21人
内市民	16人	5人	12人	9人	31人	18人	20人

取手スクール

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者	*****	5人	31人	23人	17人	20人	26人
内修了者	*****	3人	27人	19人	15人	18人	25人
内市民	*****	1人	5人	1人	1人	3人	5人

合 計

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者	27人	13人	50人	44人	50人	38人	49人
内修了者	20人	10人	45人	38人	46人	34人	46人
内市民	16人	6人	17人	10人	32人	21人	25人

※H28は本市単独の創業支援事業計画による「創業塾」

人数は、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明（条件：創業塾は4回中3回、創業スクールは5回中4回受講した者）が可能な者を集計

## ②社長塾

市内で事業を営む社長・経営者をゲストにお迎えし、創業希望者など参加者の前で成功の秘訣や経営上の苦労話などをインタビュー形式で行い、起業家意識の醸成、経営スキルの向上を行うセミナーです。

実施回数と参加人数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
回数	8回	6回	4回	-回	1回
延人数	109人	73人	51人	-人	15人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催せず令和3年度で事業終了

### ③ビジネスプランコンテスト

起業のタネを披露する場として、参加者のキャラクターや地域貢献度を重視し、書類審査による予選を通過したファイナリストには、審査員に向けてプレゼンテーションを行っていただく、地域密着型、市民参加型のコンテストです。

エントリー数（ビジネスプラン数）

年度		H29	H30	R1
一般	エントリー数	11件	12件	19件
	内本市市民	2件	4件	5件
学生	エントリー数	*****	77件	32件

※令和元年度で事業終了

### ④レンタルオフィス Match-hako

会員数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
有料会員数	1社	5社	11社	10社	12社	10社

※市街地活力施設3階を改修し、平成29年11月に開設

### ⑤創業促進事業補助金

創業に必要な経費の一部を補助することで、創業の後押しをすることを目的に平成29年度より新たに創設した補助制度です。

対象者

- ・申請時において、創業日から1年を経過しない者
- ・市内で事業を行う本市市民又は市内を本店所在地とした法人
- ・本市又は取手市において開催される特定創業支援事業（創業スクール）を受講し、修了証の発行を受けた者

制度内容

対象者	要件等		補助上限額	補助率
U I J ターン又は若者※ による創業等	1年目	創業に係る経費	1,000千円	3分の2
	2年目	店舗等賃借料 上限2万5千円/月	300千円	2分の1
	3年目		300千円	
上記以外	1年目	創業に係る経費	500千円	3分の2
	2年目	店舗等賃借料 上限2万5千円/月	300千円	2分の1
	3年目		300千円	

※若者とは、補助金の交付申請時に18歳以上39歳以下の者

創業促進事業補助金活用実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
1年目	3件	2件	7件	7件	3件
2年目	*****	3件	1件	3件	5件
3年目	*****	*****	3件	1件	3件

(3) 既存企業の支援

①市制度融資（自治・振興金融）

事業者への資金供給の円滑化を図るため、当該融資に係る信用保証料を補助します。

市の保証件数及び金融機関による貸付金額

年度		H30	R1	R2	R3	R4
自治 金融	件数	65件	63件	3件	25件	48件
	貸付金額	333,540千円	294,960千円	13,600千円	139,300千円	255,550千円
振興 金融	件数	12件	9件	0件	4件	7件
	貸付金額	162,500千円	99,500千円	0千円	8,000千円	84,000千円

②展示会等出展補助

市内で事業を営む中小企業者が、自社で取り扱う製品等の販路拡大及び販売促進を目的とした展示会等への出展に要する経費の一部を補助し、本市における企業活動の促進、産業の活性化を図ります。

補助実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
件数	2件	1件	1件	0件	1件
金額	98千円	42千円	50千円	0千円	50千円

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本的な考え方

#### (1) 目指す方向

本市では、中小企業・小規模企業を取り巻く現況として、本市の人口、就職者の状況、産業構造、開業・廃業事業所数、本市の経済循環の推移を分析してきました。これらを背景に、地域経済の担い手である中小企業・小規模企業の振興施策を「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」に示す3つの基本理念に基づき推し進めていきます。

さらに、本計画の目指す方向は、中小企業・小規模企業により地域経済及び地域社会の持続的な発展並びに市民生活の向上を図ることとし、9つの施策を実行していきます。

#### (2) 3つの基本理念

##### 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例 第3条関係

目指す将来像を実現するため、3つの基本理念を設定し、具体的な推進施策を展開します。

- ①中小企業・小規模企業の振興により地域経済の活性化を図り、将来にわたって活力ある地域社会を形成すること。
- ②中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進すること。
- ③国、県、市、中小企業・小規模企業、大企業、商工会、金融機関、関係団体、教育機関及び市民が相互に連携を図ること。

#### (3) 9つの施策

##### 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例 第6条関係

基本理念及び基本計画に基づき、9つの施策を展開します。

- (施策1) 中小企業・小規模企業の経営基盤強化及び経営の革新の推進に関すること。
- (施策2) 中小企業・小規模企業の新たな事業の展開及び販路の拡大の推進に関すること。
- (施策3) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成の推進に関すること。
- (施策4) 中小企業・小規模企業の事業承継の円滑化の推進に関すること。
- (施策5) 中小企業・小規模企業の資金調達円滑化の推進に関すること。
- (施策6) 中小企業・小規模企業の従業員の労働環境の整備及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組の推進に関すること。
- (施策7) 中小企業・小規模企業の創業の促進に関すること。
- (施策8) 中小企業・小規模企業の誘致及び新産業の創出に関すること。
- (施策9) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供に関すること。

### 1 確認できた課題

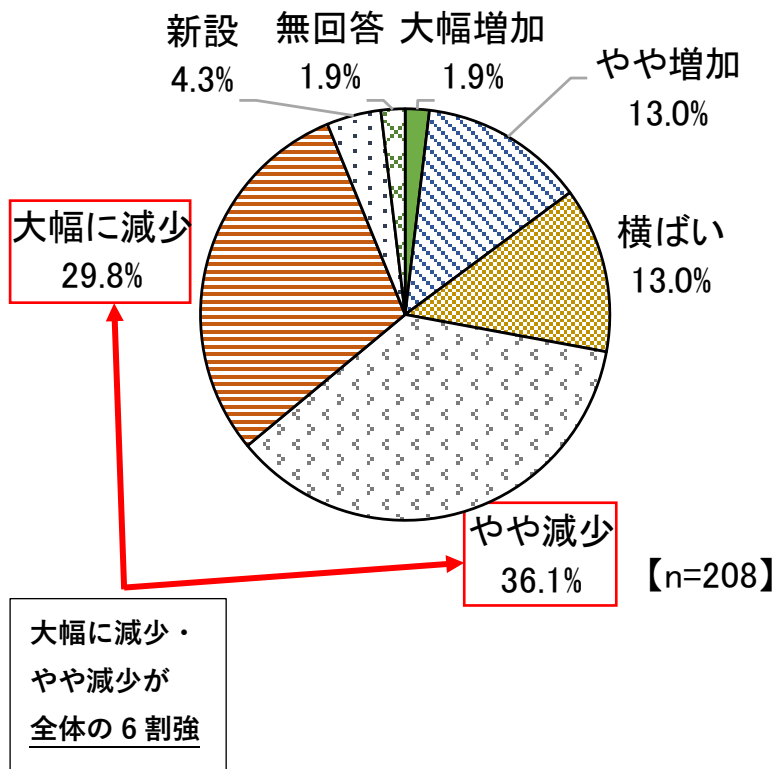
統計データや実態調査により確認できた課題について、次のとおり整理を行いました。

#### ① 経営基盤強化の支援、BCP（事業継続計画）策定が必要

統計データから、今後さらに人口減少、少子高齢化等が進み、さらなる生産年齢人口の減少が見込まれることから、国が推し進めているDX（AI、IoTなど）やRPA（ロボットによる業務自動化）等の活用、さらにはIT化の推進を図るとともに、経営基盤の強化のため、関係機関と連携した支援が必要です。

また、アンケート調査結果では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の売上は、「やや増加・横ばい状態」が5割以上で推移していたものが、新型コロナウイルス感染症拡大後の令和3年の売上は、「やや減少・大幅に減少」が全体の6割強となっており、新分野への取り組みや有事の際のBCP（事業継続計画）策定など、企業自らが事業継続に向け、取り組む必要があります。

Q. 新型コロナウイルス感染症の影響があったと思われる令和3年と影響のなかった令和元年の売上高を比較すると？



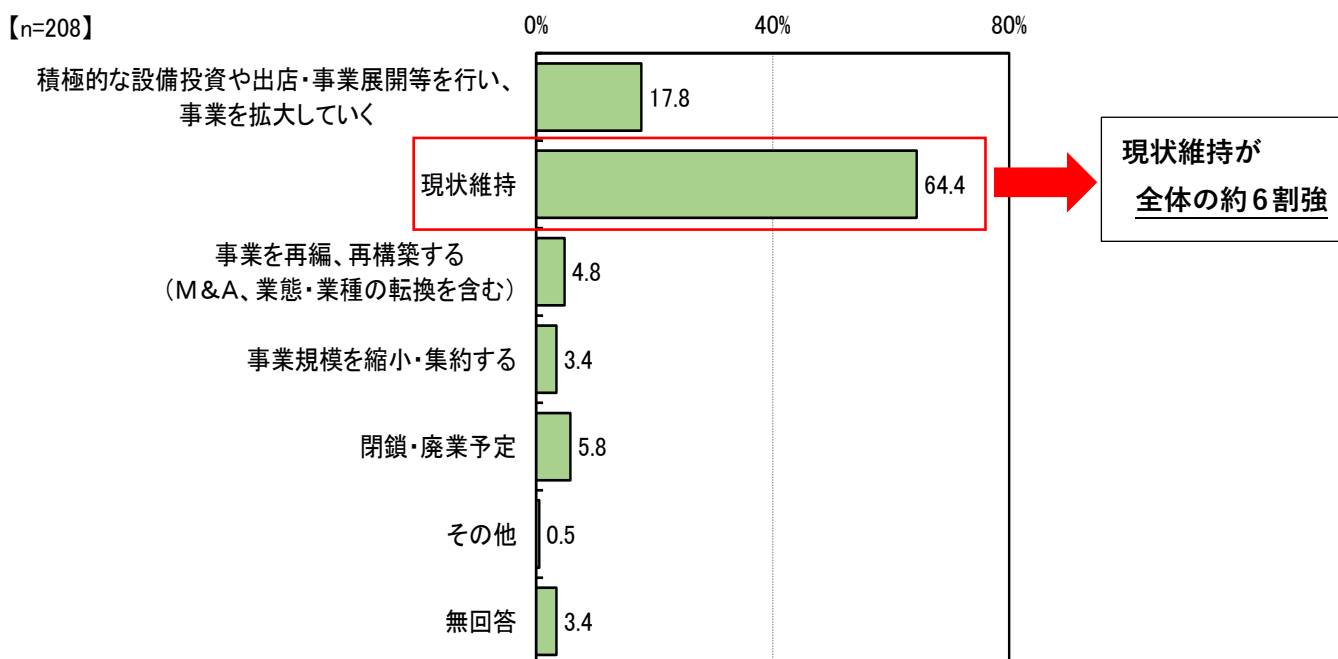
出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査

## ② 販路拡大の推進、事業者自らの意識改革が必要

アンケート調査結果では、今後の事業展開の方針については、「現状維持」が全体の約6割強で最も多く、「積極的な設備投資や出店・事業展開等を行い、事業を拡大していく」は約2割でした。また、新分野への展開については、「新分野への展開は考えていない」が約4割でした。

統計データでは、本市の事業所数は減少傾向にあります。また、新型コロナウイルス感染症による景気動向も回復基調にありますが、ウクライナ情勢の長期化などの影響により、経営状況が厳しくなることが想定され、新分野への事業展開や販路拡大を推進していく必要があります。

### Q. 今後の事業展開の方針は？



出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査



### ③ 人材の確保・雇用の安定に関する支援、高齢者等就職につながる取組が必要

統計データから、本市における正規就業者数の割合は、全国及び茨城県と比べて低い傾向にあります。

また、ハローワーク龍ヶ崎管内の有効求人倍率については、全国平均及び茨城県平均を下回り、職に就くことが困難な状況にあり、雇用の流出が懸念されます。

しかし、アンケート調査結果で、人手については、「人手不足だと感じている」が全体の約5割を占めており、受け皿はあるが雇用に結びついていない現状があります。また、事業活動を継続するための支援策については、「人材の確保、雇用の安定に関する支援」が約4割でした。

これらの結果から若者の市外流出を抑制するために、地元企業の紹介やPRの場を創出し、地元企業への理解と愛着の醸成が必要です。

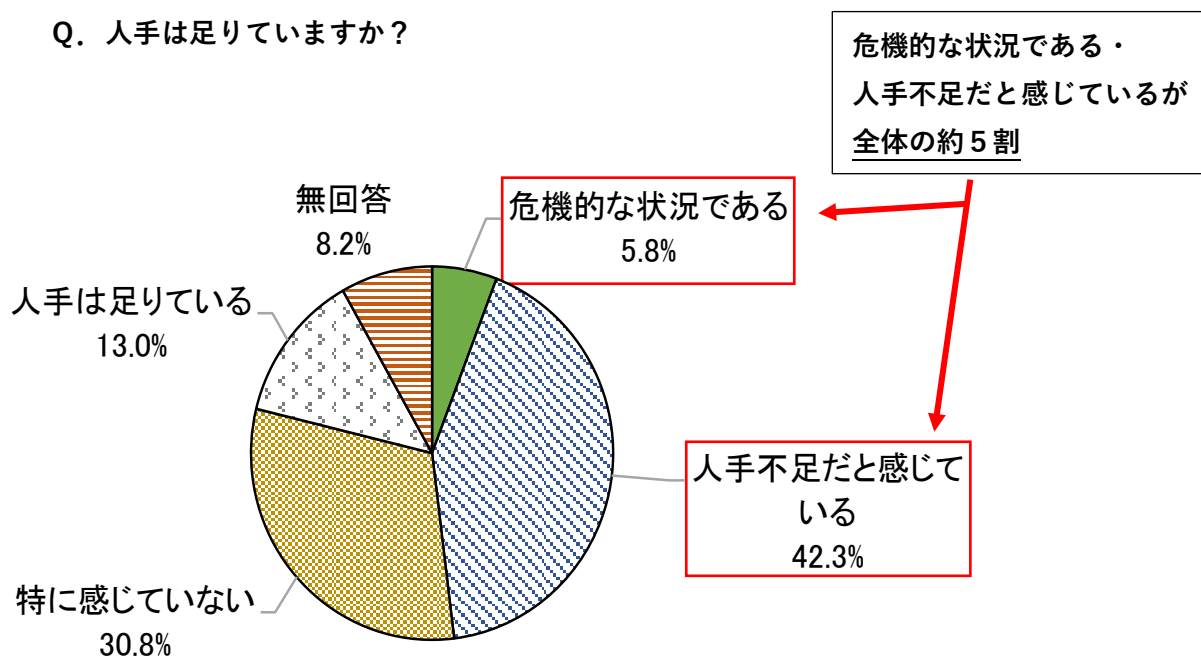
また、企業への人材定着のため、多様な働き方の啓発により、意欲・能力を発揮できる就労しやすい環境を整備する必要があります。

さらに、人手不足に対応するため、設備導入やDX（AI、IoTなど）やRPA（ロボットによる業務自動化）等の活用により、生産性向上を図っていく必要があります。

外国人雇用については、「雇用している」が全体の約1割で「現在は雇用しておらず、今後も雇用する考えはない」が約6割でした。高齢者の雇用については、「雇用している」が全体の約4割強であったのに対し、障がい者の雇用については、「雇用する考えはない」「業務の性質上難しい」が約7割でした。

これらの結果から、外国人、高齢者、障がい者が就職につながるための取り組みを実施し、多様な働き手の確保を図る必要があります。

#### Q. 人手は足りていますか？



【n=208】

出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査

#### ④事業を継続するための取組（後継者育成など）が必要

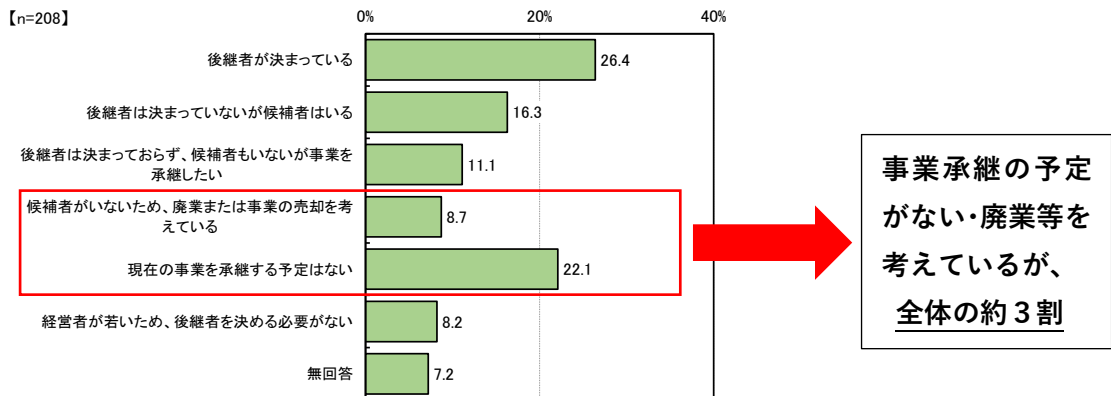
統計データから、新規で創業する企業に対し、廃業する企業が多くなっており、事業を継続するための取り組みが必要です。

アンケート調査結果では、事業承継（後継者）の予定について、「後継者が決まっている」「後継者は決まっていないが候補者はある」が約4割なのに対し、「現在の事業を承継する予定はない」「候補者がいないため、廃業または事業の売却を考えている」が約3割でした。

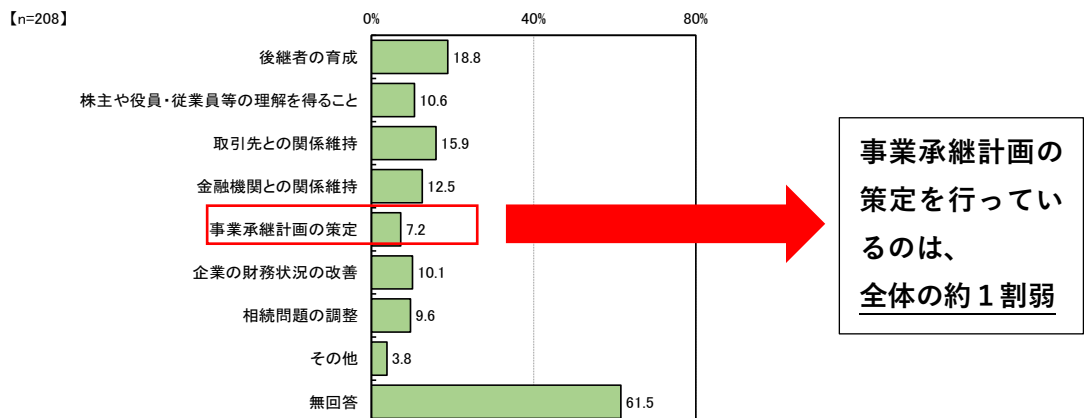
事業承継にあたっての課題については、「後継者の育成」が約3割でした。次いで「企業の財務状況の改善」「相続問題の調整」「取引先との関係維持」「事業承継計画の策定」について、それぞれ2割弱の企業で課題があると答えています。また、事業承継にあたって、既に準備・対策を行っていることについて、最も多かった回答は「後継者の育成」が約2割でしたが、既に「事業承継計画の策定」を行っている企業は1割弱でした。

これらの結果から、「後継者の育成」や、「企業の財務状況の改善」「相続問題の調整」「取引先との関係維持」について、円滑に事業を継続するための事業承継計画を策定するなどの取り組みが必要です。

##### Q. 後継者の予定は？



##### Q. 事業承継のため準備・対策していることは？



出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査

## ⑤ 円滑に資金調達できる取組が必要

ハードルが高い資金調達について、安心して利用できるサポート制度が必要です。

市の保証件数及び金融機関による貸付金額

年度		H30	R1	R2	R3	R4
自治 金融	件数	65 件	63 件	3 件	25 件	48 件
	貸付金額	333,540 千円	294,960 千円	13,600 千円	139,300 千円	255,550 千円
振興 金融	件数	12 件	9 件	0 件	4 件	7 件
	貸付金額	162,500 千円	99,500 千円	0 千円	8,000 千円	84,000 千円

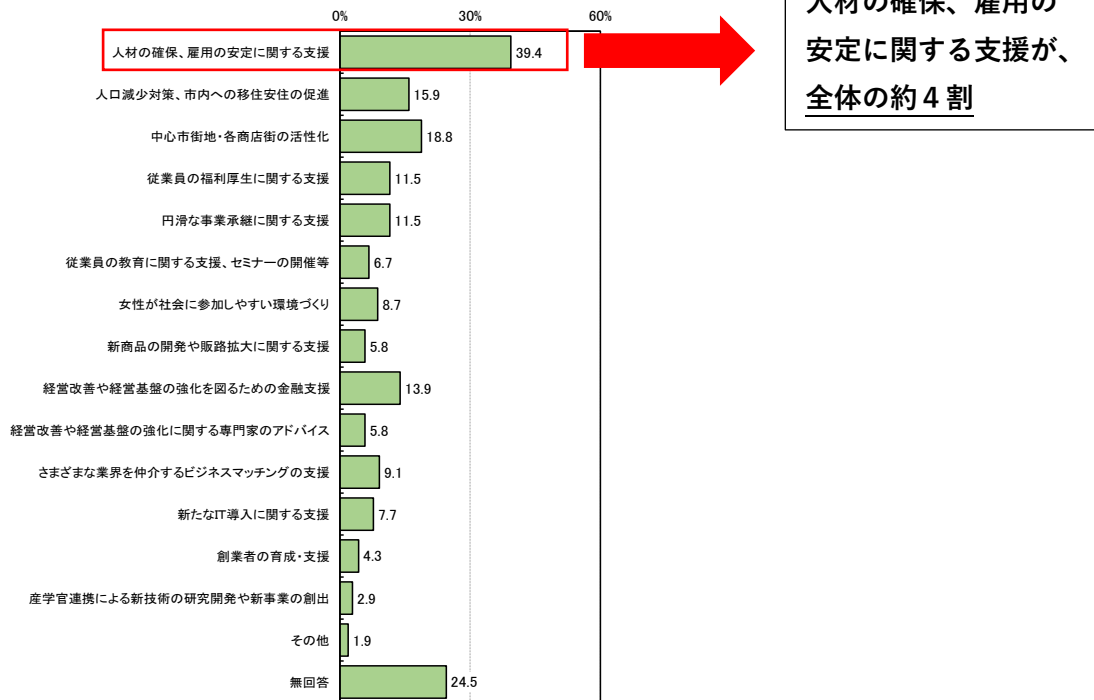
※本市は、事業者への資金提供の円滑化を図るため、上記融資に係る信用保証料の補助を実施。

## ⑥ 就労しやすい環境整備が必要

アンケート調査結果から、人手については、「人手不足だと感じている」。また、事業活動を継続するための支援策については、「人材の確保、雇用の安定に関する支援」が、それぞれ全体の約4割でした。これらの結果から、企業への人材定着のため、テレワーク等多様な働き方を可能とする就労しやすい環境を整備することが求められています。

### Q. 事業活動を継続するために必要としている支援策は？

【n=208】



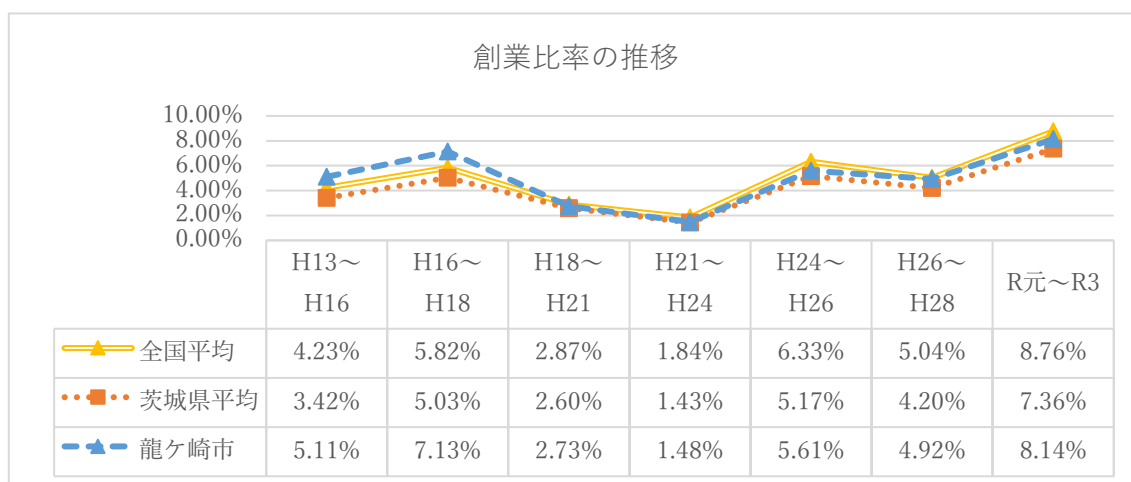
出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査

## ⑦ 創業のための支援が必要

統計データから本市の創業比率は、平成16年から平成18年にかけては全国平均、茨城平均を上回っていましたが、近年は全国平均、茨城県平均と同等で推移しております。また、平成24年から平成26年にかけて、創業比率が上昇し、平成26年から平成28年にかけては、一旦比率が下がりますが、令和元年から令和3年は再び上昇しています。

起業・創業を推進することにより、地域経済の活性化が図られることから創業希望者や創業に興味のある方に対する相談窓口の充実や講座などの実施が必要です。

また、起業家マインドの醸成と創業に対する明確なイメージを持ってもらうための起業家教育の取り組みが必要です。

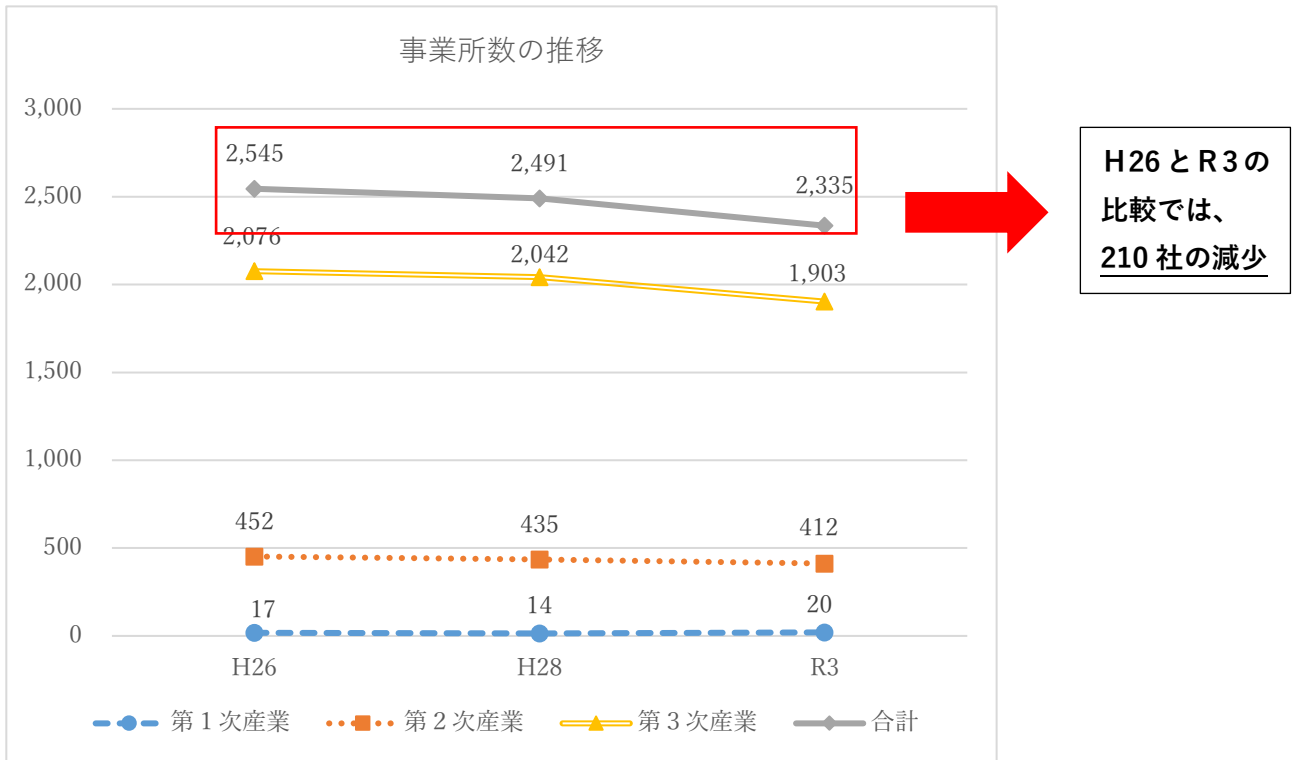


出典：RESAS（事業所・企業統計調査、経済センサス）

## ⑧ 企業誘致や新産業を創出するための取組が必要

地域経済の活性化や雇用促進を図るため、市内企業の転出抑制と転入事業者の確保が必要であることから、新たな誘致計画や誘致の方針について検討を行います。

また、地域資源を活かした新産業創出への支援やスタートアップ企業へ支援の充実、資金調達、人材育成への支援、助成金、税制面での優遇措置などにより、企業誘致や新産業を創出するための取り組みが必要です。



出典：RESAS（経済センサス）

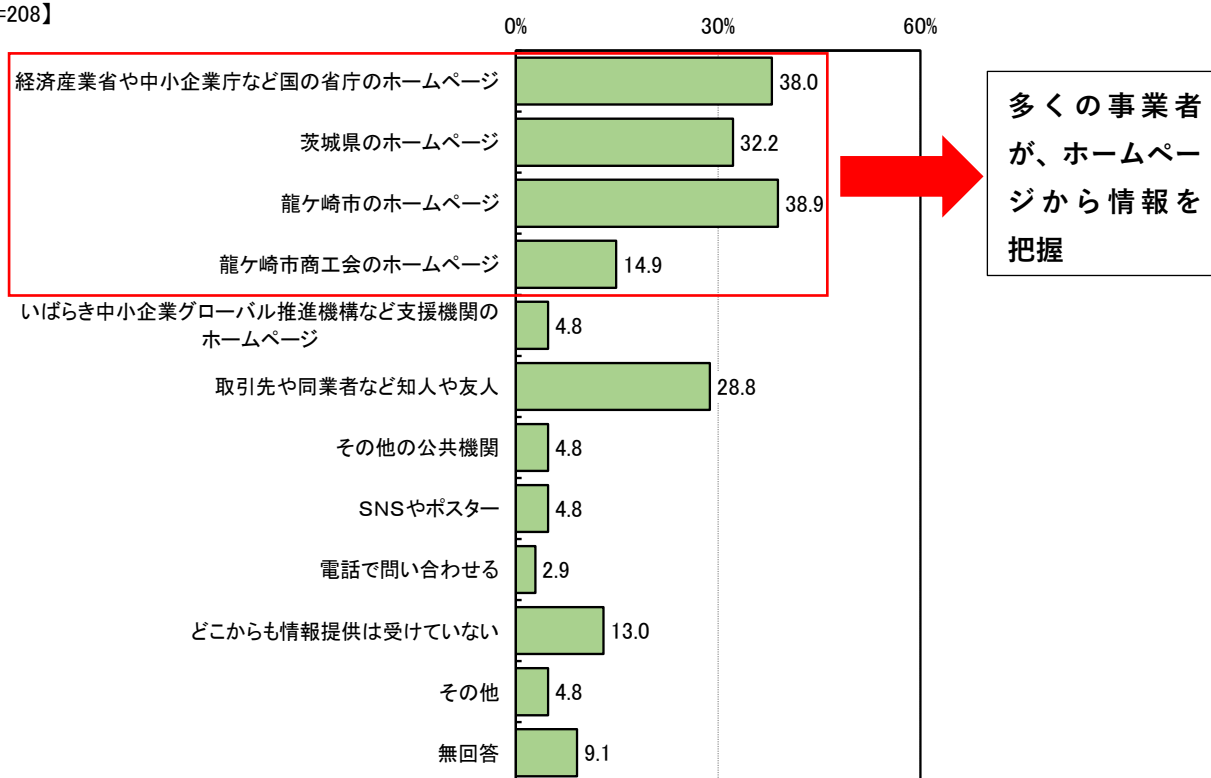
## ⑨ 事業者の実情把握と情報の共有、支援制度等の情報提供の充実が必要

市内事業者への実態調査を定期的に行い、実情を把握する必要があります。また、把握した情報については、龍ヶ崎市商工会などの関係機関と共有する必要があります。

また、アンケート結果から、国・県・市の支援制度等の情報把握について、多くの事業者が市公式ホームページから情報を得ていることから、ホームページや広報紙等での情報提供を充実する必要があります。

### Q. 国・県・市などの政策や支援策、補助制度等の情報の把握は？

【n=208】



出典：龍ヶ崎市経営課題等に関する実態調査

## 第6章 施策の展開

### 1 施策の体系

目指す将来像を実現するため、9つの施策を設定し、具体的な推進施策を展開します。

【基本理念】	(施策1) 経営基盤の強化及び経営の革新の推進に関すること
	【実施事業】 1-1 相談窓口の連携強化
	1-2 よろず支援相談
	新◎ 1-3 経営基盤強化の支援
	◎ 1-4 中小企業事業資金融資あっ旋
	新◎ 1-5 BCP(事業継続計画)策定支援
	1-6 新型コロナウイルス感染症の影響への支援
	1-7 企業立地奨励金
	(施策2) 新たな事業の展開及び販路の拡大の推進に関すること
【実施事業】 ◎ 2-1 展示会等出展支援事業補助金	
新◎ 2-2 創業者の交流機会の創出	
(施策3) 人材の確保及び育成の推進に関すること	
【実施事業】 3-1 求人案内	
◎ 3-2 就職支援セミナー	
◎ 3-3 就職フェア	
(施策4) 事業承継の円滑化の推進に関すること	
【実施事業】 ◎ 4-1 事業承継のための支援	
新◎ 4-2 事業承継相談会	
4-3 よろず支援相談 再	
(施策5) 資金調達の円滑化の推進に関すること	
【実施事業】 ◎ 5-1 中小企業事業資金融資あっ旋 再	
5-2 新型コロナウイルス感染症の影響への支援 再	
5-3 相談窓口の連携強化 再	
(施策6) 従業員の労働環境の整備及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組の推進に関すること	
【実施事業】 6-1 インキュベーションオフィスの運営支援	
6-2 茨城働き方改革推進支援センターとの連携	
(施策7) 創業の促進に関すること	
【実施事業】 7-1 相談窓口の連携強化 再	
7-2 起業家支援体制の促進	
7-3 創業スクール等の開催	
7-4 よろず支援相談 再	
7-5 インキュベーションオフィスの運営支援 再	
◎ 7-6 創業促進事業補助金	
新◎ 7-7 創業者の交流機会の創出 再	
(施策8) 誘致及び新産業の創出に関すること	
【実施事業】 ◎ 8-1 創業促進事業補助金 再	
8-2 企業立地奨励金 再	
8-3 企業誘致の促進	
(施策9) 情報の収集及び提供に関すること	
【実施事業】 9-1 支援制度の情報発信	

○活力あるまち  
龍ヶ崎


○事業のしやすい  
まち龍ヶ崎

○官民連携のまち  
龍ヶ崎


※◎は事業の拡充、新は今後新たに開始する事業を、再は複数施策にまたがる事業を示します。

(施策1) 中小企業・小規模企業の経営基盤強化及び経営の革新の推進に関すること


指標名	ベース値	目標値
	数値の増減状況	
B C P (事業継続計画) 策定事業者数	令和5年度より事業開始	15社 R8年度

実施事業 1-1	<b>相談窓口の連携強化</b>			
目的	相談窓口の連携強化を図ることにより、企業の経営基盤を強化する			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者			
事業概要	<p>◆相談窓口の強化</p> <p>相談者の相談内容に応じた支援を可能とするため、市がコーディネーターの役割を担い、相談者が必要とする支援の内容を精査し、他の関係機関*と連携して支援を行います。</p> <p>※関係機関とは龍ヶ崎市商工会や金融機関、日本政策金融公庫など</p> <p>◆支援策の周知</p> <p>国、県、市及び関係機関が行っている支援策をとりまとめ、市公式ホームページ等で情報発信を行います。また、関係機関とのマッチングも行います。</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>【情報発信媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式ホームページ</li> <li>・市公式SNS</li> <li>・市広報紙</li> <li>・チラシ配布</li> </ul> </div> </div>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口 龍ヶ崎市</li> <li>・経営改善相談 龍ヶ崎市商工会</li> <li>・融資関連相談 金融機関、信用保証協会</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				





実施事業 1-2	<b>よろず支援相談</b>			
目的	事業者が直面する経営課題の解決を図る			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者			
事業概要	<p>市街地活力施設に専門相談員による相談窓口を設置し、経営、財務、人材育成、販路開拓などの事業に係るすべての分野の相談や各種補助金申請時の申請手続き支援を行います。</p> <p>◆主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（ビジネスプラン含む）の作成支援</li> <li>・資金計画、調達などのアドバイスや書類作成支援</li> <li>・国、県の支援策申請手続き支援</li> <li>・事業者や創業希望者に対する相談や情報提供</li> <li>・創業後のフォローアップ</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 龍ヶ崎市</li> <li>・相談員派遣 茨城県よろず支援拠点</li> <li>・受付・会場 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				



実施事業 1-3	<b>経営基盤強化の支援【新規事業】</b>			
目的	事業計画の策定や人材育成を促進し、経営基盤の強化を図る			
対象者	市内で事業を営んでいる者			
事業概要	<p>経営基盤の強化を行うために、各関係機関と連携し、専門家の指導のもと現在行っている事業の見直しや、ブラッシュアップなどの支援を行います。</p> <p>◆主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DX（AI、IoTなど）やIT化の活用を推進</li> <li>・ビジネスモデル（事業計画）の再構築</li> <li>・サービスのブラッシュアップ</li> <li>・資金調達支援</li> <li>・売れる商品、サービスの作り方</li> <li>・人材育成セミナーの開催 等</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 龍ヶ崎市</li> <li>・講師派遣 中小企業庁</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				





※強化年度は事業の拡充や新規事業に取り組む年度を示しています。また、当該年度以降についても、拡充後の事業を継続していきます。

実施事業 1-4	<b>中小企業事業資金融資あっ旋</b>									
目的	中小企業者に対する事業資金の融資及び保証をあっ旋し、事業者の金融の円滑化を図る									
根拠法令等	龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例									
対象者	市内で3ヶ月以上事務所を有し、中小企業信用保険法施行令に規定する業種を営んでいる者									
事業概要	<p>積極的な設備投資や必要な運転資金の円滑な資金繰りを促進するため、特定の融資制度を利用した場合に信用保証料の補給を行うことで、融資のあっ旋を行います。</p> <p>◆最大融資金額及び最大融資保証あっ旋期間</p> <table border="1"> <tr> <td>・振興金融 2,000万円</td> <td>・自治金融 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>ア 設備資金 7年</td> <td>ア 設備資金 7年</td> </tr> <tr> <td>イ 運転資金 7年</td> <td>イ 運転資金 7年</td> </tr> </table>			・振興金融 2,000万円	・自治金融 1,000万円	ア 設備資金 7年	ア 設備資金 7年	イ 運転資金 7年	イ 運転資金 7年	
・振興金融 2,000万円	・自治金融 1,000万円									
ア 設備資金 7年	ア 設備資金 7年									
イ 運転資金 7年	イ 運転資金 7年									
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証料補助 龍ヶ崎市</li> <li>資金融資 金融機関</li> <li>自治金融審査会 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>									
実施時期	R5	R6	R7	R8						
										


実施事業 1-5	<b>BCP（事業継続計画）策定支援 【新規事業】</b>			
目的	各事業者にBCP（事業継続計画）の策定を促し、経営の安定化を図る			
根拠法令等	中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律			
対象者	市内で事業を営んでいる者			
事業概要	<p>BCPの策定支援を図り、有事の際の経営基盤強化を促進します。</p> <p><b>BCP（Business Continuity Planning）（事業継続計画）とは</b>          自然災害等の予測できない事故など、業務に大きな支障をきたす可能性がある緊急事態が発生した場合に、業務を継続するために必要な対策計画のことを指します。</p> <p>【主な支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>龍ヶ崎市商工会と連携し、事業者のBCP策定を支援</li> </ul>			
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>BCP策定支援 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				




実施事業 1-7	<b>企業立地奨励金</b>			
目的	新たに事業を行う企業に対し奨励金を交付し、産業の振興及び雇用の拡大を図る			
根拠法令等	龍ヶ崎市企業立地促進条例			
対象者	市内で新たに事業を行う企業			
事業概要	<p>新たに事業を行う企業に対し奨励金を交付し、産業の振興及び雇用の拡大を図ってまいります。</p> <p>◆工場新設型企業立地奨励金 取得した土地及び家屋に係る各年度に納付した固定資産税相当額を3年間交付します。</p> <p>◆工場増設型企業立地奨励金 増設に係る土地及び家屋の各年度に納付した固定資産税相当額を3年間交付します。</p> <p>◆雇用促進奨励金 龍ヶ崎市在住者を新たに3人以上雇用すると1人につき10万円/年(上限1,000万円)交付します。</p> <p>※各種奨励金別途要件あり</p> <div style="text-align: center;">  </div>			
実施主体	・各奨励金業務 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

(施策2) 中小企業・小規模企業の新たな事業の展開及び販路拡大の推進に関すること




指標名	ベース値					目標値
	数値の増減状況					
展示会等出展支援事業補助金の利用件数	2件 H30年度	1件 R元年度	1件 R2年度	0件 R3年度	1件 R4年度	5件 R8年度
創業者の交流会への参加者数	<b>令和5年度より事業開始</b>					16人 R5年度

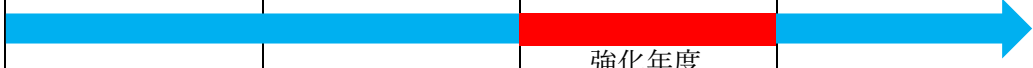
実施事業 2-1	<b>展示会等出展支援事業補助金</b>			
目的	自社で取り扱う製品等の販路拡大及び販売促進を目的とした展示会等への出展を支援・促進し、産業の活性化を図る			
根拠法令等	龍ヶ崎市展示会等出展支援事業補助金交付要綱			
対象者	市内に本店又は支店等を有し、事業を営む中小企業者であって、市外への販路拡大又は販売促進に取り組む者			
事業概要	<p>国内かつ市外で開催される展示会、見本市、博覧会等、10以上の出展者が予定される展示会に出展した事業者等に対し、展示会等出展支援事業補助金を交付します。</p> <p>◆補助金額 補助対象経費の2/3の額 最大：5万円</p> <p>◆補助対象経費 (1) 会場使用料、小間口料等の会場の使用に係る費用 (2) 展示装飾に係る費用</p>			
実施主体	・展示会等出展支援事業補助金 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	強化年度			

実施事業 2-2	<b>創業者の交流機会の創出 【新規事業】</b>			
目的	創業者の交流機会を創出し、アイデアの共有や業界トレンドの把握等により、新分野への取り組みや、新たな事業展開を促す			
対象者	市内及び近隣市町村で事業を行っている者			
事業概要	<p>新規創業した者を対象に集いの場を設け、互いの事業などについて意見交換することで、創業間もない者の事業継続支援を推進します。</p> <p>◆創業者及び起業家の交流機会創出イベントの開催 創業者や起業家同士が出会い、アイデアや経験を共有し、協力関係を築きます。(セミナー、ワークショップ、ネットワーキングイベント等)</p>			
実施主体	・交流会主催 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	強化年度			

(施策3) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成の推進に関すること

指標名		ベース値					目標値
		数値の増減状況					
就職支援セミナー参加者数		R4年度より事業開始 135人(7回開催)					350人 R8年度
就職フェア	参加者数	-	71人 R元年度	-	-	32人 R4年度	60人 R8年度
	参加事業所数	-	15社 R元年度	-	-	14社 R4年度	20社 R8年度

実施事業 3-1	<b>求人案内</b>				
目的	龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）管内の求人情報を周知することにより、龍ヶ崎管内事業者と龍ヶ崎管内で働きたい者のマッチングを図る				
対象者	龍ヶ崎管内事業者及び龍ヶ崎管内で働きたい者				
事業概要	<p>龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）と連携し、龍ヶ崎管内の求人情報を週1回、市公式ホームページやSNS等に掲載すると共に、市役所1階求人情報コーナーへチラシや求人情報等を設置し、広く情報発信を行います。</p>  				
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> <li>・情報提供 ハローワーク</li> </ul>				
実施時期	R5	R6	R7	R8	
					

実施事業 3-2	<b>就職支援セミナー</b>			
目的	龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）と連携し、履歴書や職務経歴書の書き方、面接などに対応したセミナーを開催し、早期就職を促す			
対象者	就職・転職などを考えている者			
事業概要	<p>龍ヶ崎公共職業安定所（ハローワーク龍ヶ崎）と連携し、履歴書や職務経歴書の書き方、面接などに対応したセミナーを開催し、早期就職を促します。</p> <p>◆面接対策セミナー 「面接でよく聞かれる質問」や「面接の際に気をつけること」などのセミナーを開催し、自信をもって面接に臨めるよう支援します。</p> <p>◆書類選考対策セミナー 求人の応募にあたって、履歴書や職務経歴書の書き方に不安がある者向けに、志望動機や自己PRの書き方のポイント等についてのセミナーを開催し、応募書類の作成支援を行います。</p> <p>◆就職支援セミナー 高齢者や障がい者の雇用を取り巻く環境や年金等の社会保障制度の概要、求職活動の進め方などについて説明し、就職に必要な知識獲得を支援します。</p>			
実施主体	・セミナー主催 ハローワーク			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				強化年度

実施事業 3-3	<b>就職フェア</b>			
目的	市内企業への就職機会を創出することにより、人口流出抑制、UIJターンの促進、定住人口増加を促す			
対象者	市内企業へ就職・転職を目指す求職者			
事業概要	<p>市内の教育機関（流通経済大学、公立及び私立高等学校）と連携し、就職相談・企業説明会を開催すると共に、市内の中小企業・小規模企業に関する情報発信、求人情報の提供等を行います。</p> 			
実施主体	・就職フェア主催 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				強化年度


(施策4) 中小企業・小規模企業の事業承継の円滑化の推進に関すること

指標名	ベース値	目標値
	数値の増減状況	
事業承継セミナー参加企業数	令和6年度より事業開始	15社以上参加 R6年度

実施事業 4-1	<b>事業承継のための支援</b>			
目的	茨城県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する各種制度について情報提供し、円滑な事業承継を推進する			
対象者	現在行っている事業を次世代に承継しようとする事業主			
事業概要	<p>茨城県事業承継・引継ぎ支援センターで行っている支援策等の情報を市公式ホームページやSNS等を利用し、広く周知すると共に、茨城県事業承継・引継ぎ支援センターとのマッチングを支援します。</p> <p><b>【主な支援策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継（親族内・第三者）に関する相談</li> <li>・事業承継計画策定支援 ・M&amp;A※マッチング支援</li> </ul> <p>※Mergers（合併）and Acquisitions（買収）の略</p>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業支援 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8

実施事業 4-2	<b>事業承継相談会 【新規事業】</b>			
目的	専門講師による相談会を開催し、円滑な事業承継を促進する			
対象者	現在行っている事業を次世代に承継しようとする事業主			
事業概要	<p>経営者の高齢化が進む中、事業承継の相談相手として、親族が多く選ばれています。事業承継にあたっての課題解決のため、専門講師による個別相談会を実施します。</p>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セミナー主催 龍ヶ崎市</li> <li>・専門講師派遣 茨城県事業承継・引継ぎ支援センター</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8




実施事業 4-3	よろず支援相談（再掲） 1-2、7-4			
目的	事業者が直面する経営課題の解決を図る			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者			
事業概要	<p>市街地活力施設に専門相談員による相談窓口を設置し、経営、財務、人材育成、販路開拓などの事業に係るすべての分野の相談や各種補助金申請時の申請手続き支援を行います。</p> <p>◆主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（ビジネスプラン含む）の作成支援</li> <li>・資金計画、調達などのアドバイスや書類作成支援</li> <li>・国、県の支援策申請手続き支援</li> <li>・事業者や創業希望者に対する相談や情報提供</li> <li>・創業後のフォローアップ</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 龍ヶ崎市</li> <li>・相談員派遣 茨城県よろず支援拠点</li> <li>・受付・会場 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

(施策5) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化の推進に関すること


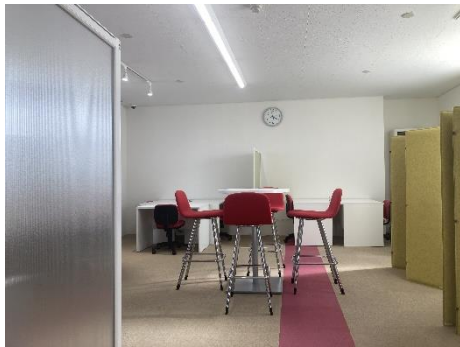

実施事業 5-1	<b>中小企業事業資金融資あっ旋（再掲） 1-4</b>									
目的	中小企業者に対する事業資金の融資及び保証をあっ旋し、事業者の金融の円滑化を図る									
根拠法令等	龍ヶ崎市中小企業事業資金融資あっ旋条例									
対象者	市内で3ヶ月以上事務所を有し、中小企業信用保険法施行令に規定する業種を営んでいる者									
事業概要	<p>積極的な設備投資や必要な運転資金の円滑な資金繰りを促進するため、特定の融資制度を利用した場合に信用保証料の補給を行うことで、融資のあっ旋を行います。</p> <p>◆最大融資金額及び最大融資保証あっ旋期間</p> <table border="0"> <tr> <td>・振興金融 2,000万円</td> <td>・自治金融 1,000万円</td> </tr> <tr> <td>ア 設備資金 7年</td> <td>ア 設備資金 7年</td> </tr> <tr> <td>イ 運転資金 7年</td> <td>イ 運転資金 7年</td> </tr> </table>				・振興金融 2,000万円	・自治金融 1,000万円	ア 設備資金 7年	ア 設備資金 7年	イ 運転資金 7年	イ 運転資金 7年
・振興金融 2,000万円	・自治金融 1,000万円									
ア 設備資金 7年	ア 設備資金 7年									
イ 運転資金 7年	イ 運転資金 7年									
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証料補助 龍ヶ崎市</li> <li>資金融資 金融機関</li> <li>自治金融審査会 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>									
実施時期	R5	R6	R7	R8						

実施事業 5-2	<b>新型コロナウイルス感染症の影響への支援（再掲） 1-6</b>			
目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業者の経済的な影響を緩和するための経済支援を講じ、事業者の継続的な経済活動の維持を図る			
根拠法令等	中小企業信用保険法及びその他支援金要綱			
対象者	市内において事業を営んでいる者			
事業概要	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所への円滑な資金繰りを支援するため、セーフティネットをはじめとした金融制度等の普及啓発を充実させます。</p> <p>◆セーフティネット（経営安定関連保証）</p> <p>中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じ、保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る制度です。</p>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金融資 金融機関</li> <li>保証限度額別枠化 信用保証協会</li> <li>普及啓発 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8

実施事業 5-3	<b>相談窓口の連携強化（再掲） 1-1、7-1</b>			
目的	相談窓口の連携強化を図ることにより、企業の経営基盤を強化する			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者			
事業概要	<p>◆相談窓口の強化</p> <p>相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を精査し、他の関係機関*と連携して支援を行います。</p> <p>※関係機関とは龍ヶ崎市商工会や金融機関、日本政策金融公庫など</p> <p>◆支援策の周知</p> <p>国、県、市及び関係機関が行っている支援策をとりまとめ、市公式ホームページ等で情報発信します。また、関係機関とのマッチングも行います。</p> <p>【情報発信媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式ホームページ</li> <li>・市公式SNS</li> <li>・市広報紙</li> <li>・チラシ配布</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口 龍ヶ崎市</li> <li>・経営改善相談 龍ヶ崎市商工会</li> <li>・融資関連相談 金融機関、信用保証協会</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

**(施策6) 中小企業・小規模企業の従業員の労働環境の整備及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組の推進に関すること**

指標名	ベース値					目標値
	数値の増減状況					
インキュベーション オフィス利用者数	12人 H30年度	22人 R元年度	32人 R2年度	31人 R3年度	49人 R4年度	<b>75人</b> R8年度
離職者数	1,859人 H12年度	2,325人 H17年度	2,994人 H22年度	1,849人 H27年度	1,525人 R2年度	<b>R2年度より 減少</b> R8年度


実施事業 6-1	<b>インキュベーションオフィスの運営支援</b>				
目的	創業間もない事業者等に対し、就業環境を整備し運営を支援する				
対象者	龍ヶ崎市で創業を目指す者、既に事業を営んでいる者若しくはテレワーク等でインキュベーションオフィスを利用する者				
事業概要	<p>創業間もない事業者や多様なワークスタイル（テレワークスペース及びコワーキングスペース）への対応を図るための支援施設として、住所利用や事務所利用が可能な Match-hako 龍ヶ崎を運営する龍ヶ崎市商工会に対し、経費の一部を補助することにより、就業環境を整備し、利便性向上を図ります。</p> <p>◆ Match-hako 龍ヶ崎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 365日利用可能なクラウドオフィス</li> <li>・ 月額で利用可能なブースオフィス</li> <li>・ 法人登記等可能な住所利用</li> <li>・ 最大8人利用可能のミーティングルーム</li> <li>・ 各種関係機関と連携した相談窓口</li> </ul> <p align="right">等</p>				
	 				
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理 龍ヶ崎市商工会</li> <li>・ 情報発信 龍ヶ崎市</li> <li>・ 運営支援 龍ヶ崎市</li> </ul>				
実施時期	R5	R6	R7	R8	
					


実施事業 6-2	<b>茨城働き方改革推進支援センターとの連携</b>			
目的	市内中小企業者及び小規模事業者等へ働き方改革の普及啓発を図ることにより、労働環境を整備し、離職者の減少を図る			
対象者	市内中小企業者及び小規模事業者			
事業概要	<p>茨城働き方改革推進支援センターが行っている働き方改革等の支援策について市公式ホームページ等で周知し、市内企業の労働環境の整備を促します。</p> <p><b>【センターの支援策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談窓口</li> <li>・アドバイザー派遣</li> <li>・セミナーの実施</li> <li>・事例紹介</li> </ul> <p><b>【その他相談例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残業を減らしたい</li> <li>・36協定の作り方を知りたい</li> <li>・非正規雇用労働者の待遇を改善したい</li> <li>・最低賃金が上がっているが、どう対応したらよいか 等</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援事業 茨城働き方改革推進支援センター</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				






(施策7) 中小企業・小規模企業の創業の促進に関すること


指標名	ベース値					目標値
	数値の増減状況					
創業促進事業補助金 利用による創業件数	3件 H30年度	2件 R元年度	7件 R2年度	7件 R3年度	3件 R4年度	10件 R8年度


実施事業 7-1	<b>相談窓口の連携強化（再掲） 1-1、5-3</b>				
目的	相談窓口の連携強化を図ることにより、企業の経営基盤を強化する				
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者				
事業概要	<p>◆相談窓口の強化</p> <p>相談者の相談内容に応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を精査し、他の関係機関*と連携して支援を行います。</p> <p>※関係機関とは龍ヶ崎市商工会や金融機関、日本政策金融公庫など</p> <p>◆支援策の周知</p> <p>国、県、市及び関係機関が行っている支援策をとりまとめ、市公式ホームページ等で情報発信します。また、関係機関とのマッチングも行います。</p> <p>【情報発信媒体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市公式ホームページ ・市公式SNS</li> <li>・市広報紙 ・チラシ配布</li> </ul>				
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口 龍ヶ崎市</li> <li>・経営改善相談 龍ヶ崎市商工会</li> <li>・融資関連相談 金融機関、信用保証協会</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> </ul>				
実施時期	R5	R6	R7	R8	
					

実施事業 7-2	<b>起業家支援体制の促進</b>			
目的	取手市との連携を強化し、創業者の増加及び新事業の創出を図ることにより、地域経済の活性化を推進する			
対象者	龍ヶ崎市又は取手市で創業を考えている者			
事業概要	<p>両市の連携事業を統括する「起業家タウン☆Match広域連携推進本部」と連携し、創業支援に係る事業を行います。</p> <p>◆実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定創業支援等事業（創業スクール）</li> <li>・インキュベーションオフィスの運営</li> <li>・Match-46（マッチーヨム）</li> <li>・市広報紙nや市公式ホームページでの情報発信</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定創業支援等事業</li> <li>・Match-46 発行</li> <li>・インキュベーションオフィス運営</li> </ul> <p>龍ヶ崎市、取手市 龍ヶ崎市商工会 龍ヶ崎市商工会</p>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

実施事業 7-3	<b>創業スクール等の開催</b>			
目 的	初期起業準備者には、起業をより身近に感じられる場、起業をより具体的に考えられる場を提供し、起業準備者には、事業への道筋をより明確にする場を提供する			
根拠法令等	龍ヶ崎市創業支援等事業計画			
対 象 者	起業を考えている者若しくは創業初期の者			
事業概要	<p>創業希望者及び起業に興味のある者を対象とするセミナーや専門の講師による創業に必要な知識を習得できるセミナーを開催します。</p> <p>◆創業スクール 1ヶ月以上の期間にわたり、経営・財務・人材育成・販路開拓に加え、起業家マインド、事業計画立案プロセスなども習得できる、全5回の創業スクールです。</p> <p><b>主なスクールの内容</b></p> <p>【経営1】ビジョン理念・方針、 事業計画の基礎</p> <p>【財務】経営管理</p> <p>【人材育成】人事・労務管理</p> <p>【販路開拓】マーケティング</p> <p>【経営2】開業に必要な手続き</p>  <p>◆女性のための創業セミナー 女性起業準備者が思い描いている事業内容を実現するため、グループワーク等により、意見交換や経営における課題などを抽出し、改善点などの見解を講師から示していただきます。</p> <p><b>主なセミナーの内容</b></p> <p>【講義】「ビジネスモデルの考え方」</p> <p>【ワークショップ】「事業コンセプトと 収益モデルを考える」</p>  <p>◆若者起業家発掘セミナー 市内の学校に通う学生を対象に、中小企業診断士や経営コンサルタント等から経営にあたっての注意点などを学び、自ら創業することへの関心を高めます。</p>			
実施主体	・ 創業スクール等の開催 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				



実施事業 7-4	<b>よろず支援相談（再掲） 1-2、4-3</b>			
目的	事業者が直面する経営課題の解決を図る			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を行おうとしている者			
事業概要	<p>市街地活力施設に専門相談員による相談窓口を設置し、経営、財務、人材育成、販路開拓などの事業に係るすべての分野の相談や各種補助金申請時の申請手続き支援を行います。</p> <p>◆主な支援策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書（ビジネスプラン含む）の作成支援</li> <li>・資金計画、調達などのアドバイスや書類作成支援</li> <li>・国、県の支援策申請手続き支援</li> <li>・事業者や創業希望者に対する相談や情報提供</li> <li>・創業後のフォローアップ</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催 龍ヶ崎市</li> <li>・相談員派遣 茨城県よろず支援拠点</li> <li>・受付・会場 龍ヶ崎市商工会</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

実施事業 7-5	<b>インキュベーションオフィスの運営支援（再掲） 6-1</b>			
目的	創業間もない事業者等に対し、就業環境を整備し運営を支援する			
対象者	龍ヶ崎市で創業を目指す者、既に事業を営んでいる者若しくはテレワーク等でインキュベーションオフィスを利用する者			
事業概要	<p>創業間もない事業者や多様なワークスタイル（テレワークスペース）への対応を図るための支援施設として、住所利用や事務所利用が可能な Match-hako 龍ヶ崎を運営する龍ヶ崎市商工会に対し、経費の一部を補助することにより、就業環境を整備し、利便性向上を図ります。</p> <p>◆Match-hako 龍ヶ崎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・365日利用可能なクラウドオフィス</li> <li>・月額で利用可能なブースオフィス</li> <li>・法人登記等可能な住所利用</li> <li>・最大8人利用可能なミーティングルーム</li> <li>・各種関係機関と連携した相談窓口 等</li> </ul>			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理 龍ヶ崎市商工会</li> <li>・情報発信 龍ヶ崎市</li> <li>・運営支援 龍ヶ崎市</li> </ul>			
実施時期	R5	R6	R7	R8
				

実施事業 7-6	<b>創業促進事業補助金</b>				
目的	創業をためらっている創業希望者に対し、創業に必要な経費の一部を補助することで創業の後押しをする				
根拠法令等	龍ヶ崎市創業促進事業補助金交付要綱				
対象者	18歳以上で3年以上継続して事業を行う意思のある者で、市民又は市内を本店所在地としている法人（創業1年未満も可）				
事業概要	初めて創業される事業者を後押しすると共に、本市における創業を促進するため、創業に必要な経費の一部を補助します。				
	◆補助金額				
	対象者	交付要件		交付上限額	補助率
	U I J ターン 若者※	1年目	創業等に係る経費		100万円
2年目		店舗等賃借料		30万円	2分の1
3年目		上限2.5万円/月			
上記以外	1年目	創業等に係る経費		50万円	3分の2
	2年目	店舗等賃借料		30万円	2分の1
	3年目	上限2.5万円/月			
※若者とは、補助金の交付申請時に18歳以上39歳以下の者					
事業概要	◆補助対象経費				
	・1年目				
	①人件費                      ②創業等に必要官公庁への申請書類作成に係る経費 ③店舗等借入費              ④設備費 ⑤原材料費                    ⑥マーケティング費    ⑦広報費				
・2年目、3年目					
① 店舗等借入費					
実施主体	・創業促進事業補助金 龍ヶ崎市				
実施時期	R5	R6	R7	R8	
	強化年度				

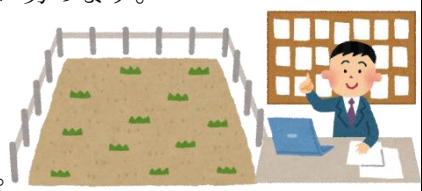
実施事業 7-7	<b>創業者の交流機会の創出（再掲） 2-2</b>			
目的	創業者の交流機会を創出し、アイデアの共有や業界トレンドの把握等により、新分野への取り組みや、新たな事業展開を促す			
対象者	市内及び近隣市町村で事業を行っている者			
事業概要	<p>新規創業した者を対象に集いの場を設け、互いの事業などについて意見交換することで、創業間もない者の事業継続支援を推進します。</p> <p>◆創業者及び起業家の交流機会創出イベントの開催 創業者や起業家同士が出会い、アイデアや経験を共有し、協力関係を築きます。 (セミナー、ワークショップ、ネットワーキングイベント等)</p>			
実施主体	・交流会主催 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	強化年度	→		

(施策8) 中小企業・小規模企業の誘致及び新産業の創出に関すること


実施事業 8-1	<b>創業促進事業補助金（再掲） 7-6</b>				
目的	創業をためらっている創業希望者に対し、創業に必要な経費の一部を補助することで創業の後押しをする				
根拠法令等	龍ヶ崎市創業促進事業補助金交付要綱				
対象者	18歳以上で3年以上継続して事業を行う意思のある者で、市民又は市内を本店所在地としている法人（創業1年未満も可）				
事業概要	初めて創業される事業者を後押しすると共に、本市における創業を促進するため、創業に必要な経費の一部を補助します。				
	◆補助金額				
		対象者	交付要件	交付上限額	補助率
	U I J ターン 若者※	1年目	創業等に係る経費	100万円	3分の2
		2年目	店舗等賃借料 上限2.5万円/月	30万円	2分の1
3年目					
上記以外	1年目	創業等に係る経費	50万円	3分の2	
	2年目	店舗等賃借料 上限2.5万円/月	30万円	2分の1	
	3年目				
※若者とは、補助金の交付申請時に18歳以上39歳以下の者					
事業概要	◆補助対象経費				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>①人件費                      ②創業等に必要官公庁への申請書類作成に係る経費</li> <li>③店舗等借入費            ④設備費</li> <li>⑤原材料費                ⑥マーケティング費    ⑦広報費</li> </ul> </li> <li>・2年目、3年目 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 店舗等借入費</li> </ul> </li> </ul>				
実施主体	・創業促進事業補助金 龍ヶ崎市				
実施時期	R5	R6	R7	R8	
	強化年度	→			

実施事業 8-2	<b>企業立地奨励金（再掲） 1-7</b>			
目的	新たに事業を行う企業に対し奨励金を交付し、産業の振興及び雇用の拡大を図る			
根拠法令等	龍ヶ崎市企業立地促進条例			
対象者	市内で新たに事業を行う企業			
事業概要	<p>新たに事業を行う企業に対し奨励金を交付し、産業の振興及び雇用の拡大を図ってまいります。</p> <p>◆工場新設型企業立地奨励金 取得した土地及び家屋に係る各年度に納付した固定資産税相当額を3年間交付します。</p> <p>◆工場増設型企業立地奨励金 増設に係る土地及び家屋の各年度に納付した固定資産税相当額を3年間交付します。</p> <p>◆雇用促進奨励金 龍ヶ崎市在住者を新たに3人以上雇用すると1人につき10万円/年(上限1,000万円)交付します。</p> <p>※各種奨励金別途要件あり</p>			
実施主体	・各奨励金業務 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	➡			

実施事業 8-3	<b>企業誘致の促進</b>			
目的	企業立地の戦略的展開			
対象者	事業候補地を探している事業者、また、本市に進出、または事業規模の拡大をしようとする事業者			
事業概要	<p>茨城県や関係機関、また、市内部の関係各課と連携し、企業誘致の促進を図ります。</p> <p>◆企業ニーズの把握 国、県の関係部局や関連団体との連携を図り、企業の情報収集を行うことにより、企業ニーズの把握に努めます。</p> <p>◆情報の発信 本市の特性や強み、各種支援制度などの情報発信に努めます。</p> <p>◆産業用地の創出 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の4車線化や接続する主要地方道美浦栄線バイパスの整備を契機とした、新たな産業用地の創出を検討します。</p>			
実施主体	・企業誘致 龍ヶ崎市、茨城県			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	➡			



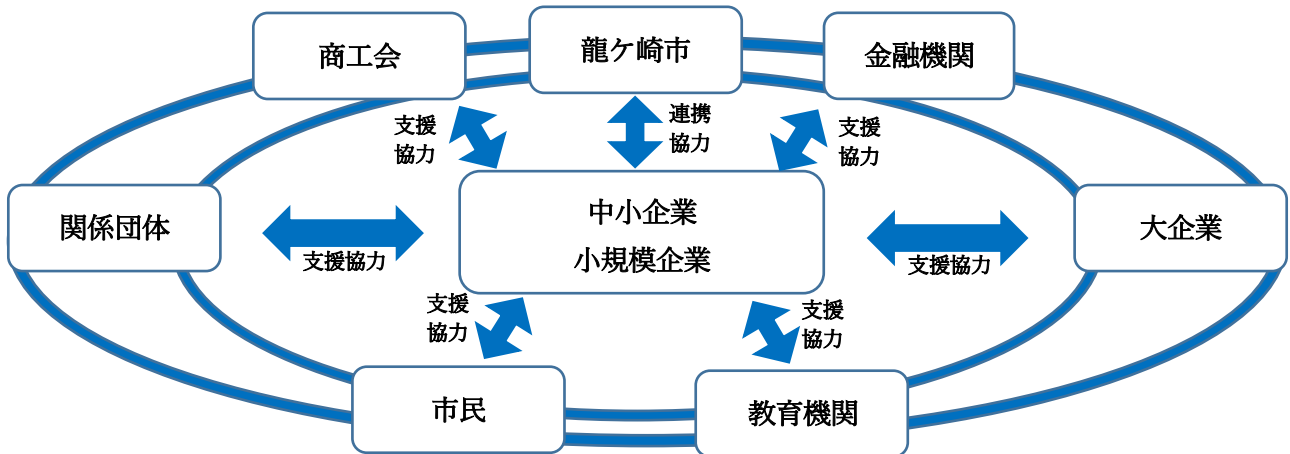
(施策9) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供に関すること

実施事業 9-1	<b>支援制度の情報発信</b>			
目的	国、県、市及び関係機関で行っている支援制度を市公式ホームページやSNS等を活用し、情報収集の環境整備を図る			
対象者	市内で事業を営んでいる者若しくは、これから事業を始めようとしている者			
事業概要	<p>市公式ホームページやSNS、市広報紙等を活用し、事業者等が求める情報を手軽に入手できるよう情報収集し、広報活動を行います。</p> 			
実施主体	・情報発信 龍ヶ崎市			
実施時期	R5	R6	R7	R8
	➔			

## 第7章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、「龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、各主体がそれぞれの責務・役割を果たしつつ、市内の中小企業・小規模企業、大企業、商工会、金融機関、関係団体、教育機関、市民と計画の方向性を共有し、連携・協働すると共に、庁内関係部課の緊密な連携のもとで推進します。



### 2 市の責務と各主体の役割

#### ① 市の責務

市は、施策を実施するために必要な財政措置を図ります。さらに、中小企業・小規模企業が活力ある地域社会づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上、雇用の確保及び交流の促進に果たす役割の重要性について、市民への理解を深めます。

#### ② 中小企業・小規模企業の役割

中小企業・小規模企業は、経済的及び社会的な環境の変化に応じて、自らの努力と創意工夫により、経営基盤の強化、経営革新等を図ります。また、人材の育成、安定的な雇用労働環境の整備、福利厚生の充実及び仕事と生活の調和、さらには地域社会を構成する一員として、地域社会の活性化及び市民生活の向上に貢献するよう取り組みます。

また、市及び商工会が行う施策の推進について積極的に連携を図ります。

#### ③ 大企業の役割

大企業は、中小企業・小規模企業が大企業の事業活動の維持及び地域社会の発展のために重要な役割を果たしていることを認識し、円滑な連携を図ります。

#### ④ 商工会の役割

商工会は、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等への支援に積極的に取り組みます。また、中小企業・小規模企業の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映し、市が実施する施策の推進について連携を図ります。

#### ⑤ 金融機関、関係団体、教育機関の役割

金融機関は、経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等へ積極的に取り組む中小企業・小規模企業に対して、法令に定めるもののほか、経営相談の実施、円滑な資金の供給その他の支援に取り組み、市が実施する施策の推進について連携を図ります。

関係団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の向上及び強化等の支援に取り組むと共に、市が実施する施策の推進について連携を図ります。

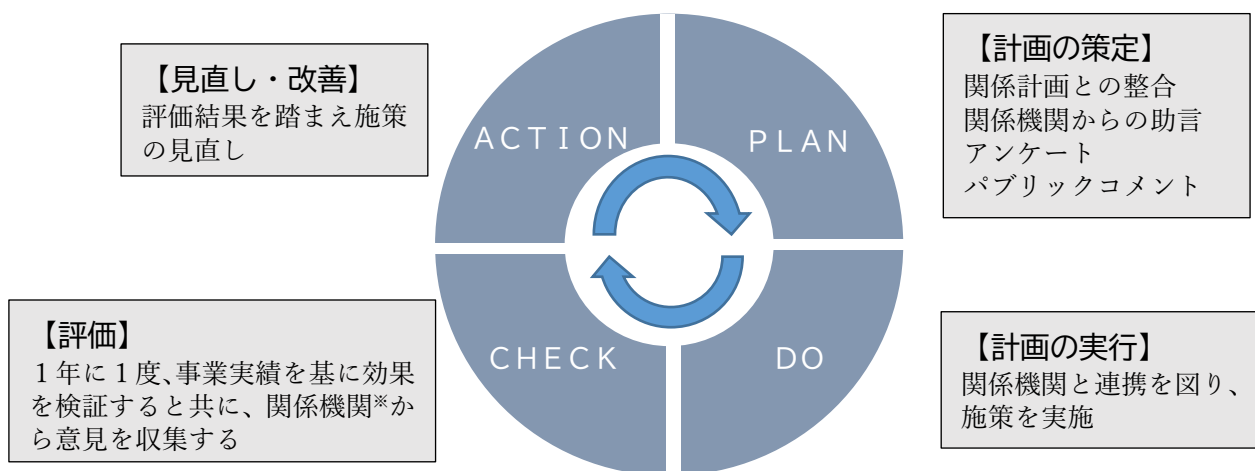
教育機関は、教育活動、人材の育成及び研究成果の提供を通じて、中小企業・小規模企業と連携し、市が実施する施策の推進について連携を図ります。

#### ⑥ 市民の理解及び協力

市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤の形成及び市民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展の取り組みに協力にします。

### 3 PDCAによる進捗管理

本計画に基づく事業の実施にあたっては、定期的に費用対効果など具体的な検討を行うと共に、実施効果を把握・検証し、目標達成に効果的な実施方法・内容の見直し・改善を図りながら取り組みます。



※関係機関はP6に記載



## 1 用語解説

用語	解説
アルファベット	
B C P (事業継続計画)	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと
D I	DI (Diffusion Index) は、景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の方向性を判断するための指標
D X	Digital Transformation の略で、デジタル技術を活用して、ライフスタイルやビジネススタイルをより良いものに変えていくことを言う (Trans は交差点を意味する X と置き換えられることから D X 略される)
I T	Information Technology の略で、主にコンピュータやインターネットを使った情報処理に関わる技術全般のことを言う
I o T	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳される。実社会のあらゆる事象・情報がデータ化、ネットワークを通じて自由にやりとり可能となること
I C T	情報通信技術 (Information and Communication Technology) の総称
L O B O 調査	商工会議所のネットワークを活用し、各地の中小企業者が「肌で感じる足元の景況感」、「直面する経営課題」などを全国の商工会議所にて毎月調査しているもの
R P A	Robotic Process Automation (ロボティックプロセスオートメーション) の略で、これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業、もしくはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンや AI、機械学習等を含む認知技術を活用して代行・代替する取り組みのこと
あ行	
移輸出入収支額	域外からの (移出・輸出に伴う) 収入額から、域外への (移入・輸入に伴う) 支出額を差し引いたもの。プラスの産業は域外からお金を獲得している産業、マイナスの産業は域外にお金が流出していることを示す
か行	
企業内起業	企業内で新しい事業を立ち上げ、その事業を軌道にのせ、会社・組織として成長させていくこと
経営革新	同じ営業・生産を繰り返すのではなく、企業を取り囲む環境変化などに対応して経営のスタイルを変えていくこと
経営ビジョン	経営理念のもと自社の目指す将来の具体的な姿を定め、社員や顧客、社会に対して表すもの
経営(企業)理念	企業活動方針の基礎となる基本的な考え方

さ行	
自然増減数	出生数から死亡数を差し引いた数
事業所	経済活動の場所的単位で(1)単一の経営主体の下において一定の場所(一区画)を占めて行われている。(2)財貨及びサービスの生産又は提供が、人及び設備を有して継続的に行われている。一般的に商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、病院、寺院、旅館など
社会増減数	転入から転出を差し引いた数
就業者	従業者と休業者を合わせたものであり、収入を伴う仕事を少しでも(1時間以上)した者
生産年齢人口	生産活動に就いている中核の労働力となる15歳以上65歳未満の年齢の者
創業比率	ある特定の期間において、(1)新設事業所を年平均にならした数の(2)期首において既に存在していた事業に対する割合(1)/(2)
た行	
第二創業	新しい経営者を就任させ別の分野に進出すること。事業の基盤を維持しながら、状況を変えるための経営革新を図ることを目的とする。企業によっては経営者は変わらず、新しい分野に挑戦する場合もある
中小企業景況調査	(独)中小企業基盤整備機構が商工会・商工会議所の経営指導員、中小企業団体中央会の調査員の協力を得て、四半期毎に実施している調査
テレワーク	テレワークとは「tele=離れた所」と「work=働く」を合わせた造語であり、情報通技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を意味する
や行	
有効求人倍率	企業からの求人数(有効求人数)を、公共職業安定所(ハローワーク)に登録している求職者(有効求職者数)で割った値のことで、雇用状況から景気を知るための統計資料の一つ。求職者1人に対して、何人分の求人があったかを示すもので、求職者数よりも求人数が多いときは(人手が不足しているとき)有効求人倍率が1を上回り、逆のときは(就職難のとき)1を下回る

## 2 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例

### 龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和2年6月15日

条例第16号

#### (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業・小規模企業」という。）が本市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関する基本理念を定め、振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の持続的成長並びに地域経済の活性化を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他金融業を営むものであって、市内に本店又は支店を有するものをいう。
- (6) 関係団体 中小企業・小規模企業の支援及び経済振興に係る活動を行う団体（商工会及び金融機関並びに市内で公益活動を行う法人を除く。）であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）で市内に所在するものをいう。
- (8) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者並びに市内で公益活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興により地域経済の活性化を図り、将来にわたって活力ある地域社会を形成すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力による経営の改善及び生産力の向上を促進すること。
- (3) 国、県、市、中小企業・小規模企業、大企業、商工会、金融機関、関係団体、教育機関及び市民が相互に連携を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策（以下「施策」という。）の推進を図るため、中小企業・小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、施策を実施するために必要な財政措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、中小企業・小規模企業が活力ある地域社会づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上、雇用の確保及び交流の促進に果たす役割の重要性について、市民への理解を深めるよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第5条 市は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業・小規模企業、商工会その他必要と認める団体の意見を聴くものとする。

2 市は、中小企業・小規模企業をめぐる社会情勢の変化を勘案し、及び施策の効果に関する評価を踏まえ、必要に応じて基本計画を変更するものとする。

3 第1項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策)

第6条 市は、基本理念及び基本計画に基づき、次の施策を実施するものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営基盤強化及び経営の革新の推進に関すること。

(2) 中小企業・小規模企業の新たな事業の展開及び販路の拡大の推進に関すること。

(3) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成の推進に関すること。

(4) 中小企業・小規模企業の事業承継の円滑化の推進に関すること。

(5) 中小企業・小規模企業の資金調達の円滑化の推進に関すること。

(6) 中小企業・小規模企業の従業員の労働環境の整備及び仕事と生活の調和の確保に向けた取組の推進に関すること。

(7) 中小企業・小規模企業の創業の促進に関すること。

(8) 中小企業・小規模企業の誘致及び新産業の創出に関すること。

(9) 中小企業・小規模企業に関する情報の収集及び提供に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が基本理念の実現に必要と認める施策

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、中小企業・小規模企業の実態及びその意見を把握し、それらを考慮に入れて進めるよう努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の役割)

第7条 中小企業・小規模企業は、経済的及び社会的な環境の変化に応じて、自らの努力と創意工夫により、経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、人材の育成、安定的な雇用、労働環境の整備、福利厚生の実充及び仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会の活性化及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、市及び商工会が行う施策の推進について積極的に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業が大企業の事業活動の維持及び地域社会の発展のために重要な役割を果たしていることを認識し、円滑な連携を図るよう努めるものとする。

2 大企業は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第9条 商工会は、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等への支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 商工会は、中小企業・小規模企業の実態を把握し、要望を的確に捉え、事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する施策の推進について連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(小規模企業支援等に関する計画)

第10条 商工会は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第5条第1項及び第7条第1項に規定する計画について、この条例の規定及び基本計画の内容を踏まえた上で、策定するものとする。

(金融機関の役割)

第11条 金融機関は、経営力向上、経営の革新及び基盤強化並びに創業等へ積極的に取り組む中小企業・小規模企業に対して、法令に定めるもののほか、経営相談の実施、円滑な資金の供給その他の支援に努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する施策の推進について連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第12条 関係団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の向上及び強化等の支援に努めるものとする。

2 関係団体は、市が実施する施策の推進について連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第13条 教育機関は、教育活動、人材の育成及び研究成果の提供を通じて、中小企業・小規模企業と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、市が実施する施策の推進について連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第14条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の基盤形成及び市民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(検討)


第16条 市は、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定に検討を加え、所要の措置を講じるものとする。

(補則)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。



龍ヶ崎市中小企業・小規模企業振興基本計画

令和5年(2023) 月発行

発行：龍ヶ崎市  
編集：市民経済部 商工観光課  
〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地  
電話：0297-64-1111  
E-mail：syouko@city.ryugasaki.lg.jp

